

神戸市公報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神 戸 市 役 所

[建設局道路管理課] 3863

3787

編集兼印神戸市長

発行日毎 週 火 曜 日

_				
目 次			▽生活保護法等による指定施術者の事業の再	
_	t - .1		開 [福祉局保護課]	3845
条	例		▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃	
			止 [福祉局保護課]	3845
▽神戸市市税条例等の一部			▽生活保護法等による介護機関の指定	
[行	財政局税制企画課]	3790	[福祉局保護課]	3846
▽西神中央ホール条例[都市	市局新都市管理課]	3818	▽生活保護法等による指定介護機関の名称の	
▽神戸市個人情報保護条例	及び神戸市行政手		変更 [福祉局保護課]	3847
続における特定の個人を	識別するための番		▽生活保護法等による指定介護機関の事業の	
号の利用等に関する法律は	に基づく個人番号		廃止 [福祉局保護課]	3848
の利用及び特定個人情報の	の提供に関する条		▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定	
例の一部を改正する条例			施設の構造等の変更許可申請の概要及び事	
[企画調整]	局デジタル戦略部]	3831	前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	
▽神戸市市会議員の議員報酬	酬、費用弁償及び		[環境局環境保全部環境保全指導課]	3849
期末手当に関する条例の-	一部を改正する条		▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定	
例	[行財政局財務課]	3834	施設の設置許可申請の概要及び事前評価に	
			関する事項を記載した書面の縦覧	
告	示		[環境局環境保全部環境保全指導課]	3849
			▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	
▽地縁による団体の認可に、	ついての告示事項		支援するための法律による指定障害福祉	
の変更 (小倉台自治会)			サービス事業者の指定 [福祉局監査指導部]	3850
[企画]	調整局つなぐラボ]	3837	▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	
▽地縁による団体の認可に、	ついての告示事項		支援するための法律による指定特定相談支	
の変更(上津台4丁目自)	治会)		援事業者の指定 [福祉局監査指導部]	3853
[企画]	調整局つなぐラボ]	3837	▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	
▽地縁による団体の認可に	ついての告示事項		支援するための法律による指定障害福祉	
の変更(山西自治会)			サービス事業者の廃止 [福祉局監査指導部]	3853
[企画]	調整局つなぐラボ]	3838	▽児童福祉法による指定障害児通所支援事業	
▽地縁による団体の認可に、	ついての告示事項		者の指定 [福祉局監査指導部]	3854
の変更(舞多聞みついけ	南倶楽部)		▽児童福祉法による指定障害児相談支援事業	
[企画]	調整局つなぐラボ]	3839	者の指定 [福祉局監査指導部]	3855
▽放置自転車等の撤去及び付	呆管		▽放置自転車等の撤去及び保管	
[建設]	局東部建設事務所]	3839	[建設局西部建設事務所]	3856
▽障害者の日常生活及び社会	会生活を総合的に		▽令和3年第2回定例市会で議決された令和	
支援するための法律による	る指定自立支援医		3年度神戸市各会計補正予算	
療機関の名称の変更等			[行財政局財務課]	3858
[福祉	祉局障害者支援課]	3842	▽港湾施設の供用開始並びに名称及び規模の	
▽生活保護法等による医療	幾関の指定		変更 [港湾局経営課]	3862
	[福祉局保護課]	3843	▽道路法による道路の区域変更及び供用開始	
▽生活保護法等による指定□	医療機関の名称の		(市道 中東線) [建設局道路管理課]	3862
変更	[福祉局保護課]	3843	▽道路法による道路の区域変更及び供用開始	
▽生活保護法等による指定し			(市道 長野線他) [建設局道路管理課]	3863
廃止	[福祉局保護課]	3844	▽道路法による道路の区域変更及び供用開始	
▽生活保護法等による施術	者の指定		(市道 長尾里 191 号線)	

[福祉局保護課] 3844

					▽事後審査	型制限付一	一般競争入	、札による契約	
	公		告		の締結(対	塩屋丸山絲	泉防災対策	(工事)	
								(局契約監理課]	3899
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約			▽事後審査	型制限付-		札による契約			
の締結(中央体育館自動火災報知設備及び				左清川災急 友清川災急					
非常放送設備更新工事)				ं र मुन्तु मुन्न	00111711701		(局契約監理課]	3902	
21 113 11/22			契約監理課]	3864	▽事後案査	型制限付_		、札による契約	0002
▽事後案	查型制限付-			0001				送補修工事)	
	(神戸高専専				V 11/11/11 (.	4, 17 1		(局契約監理課]	3904
事)	(14) 161242		契約監理課〕	3866	▽車谷家本	刑制限付		札による契約	0001
	查型制限付-			3000				活による天的	
	4				更新工事)			[局契約監理課]	3906
更新工!			契約監理課]	3869				[周吳利監達熙] [西落札方式制	3900
2 4 10 1	• /			3009					
	査型制限付-							Jの締結(下山 (ギエ恵)	
	(垂水妙法号				十 世 ()	目地区汚水			2000
上争 ~	その6) 他			2071	₩ 74. 85° L41 4-4-	ο 3 1 - 1 7 7		(局契約監理課]	3909
- 主州	+ m(+(70 / L		契約監理課]	3871				音の縦覧 (ブ	
	查型制限付-				'	ン鈴蘭台信		133727	0010
	(玉津処理場			0054	l -		.,	部建築安全課]	3913
事)			契約監理課]	3874				!約の締結(IC	
	▽事後審査型制限付一般競争入札による契約						中吹東小学	校・井吹の丘	
の締結	(石屋橋耐震		f / /		小学校)	24.1.27			
			契約監理課]	3876				学校経営支援課]	3913
	查型制限付-							人の公募(ポ	
	(ポートタワ		,		ートアイ	ランド(第			
改修工	• /		契約監理課]	3879				「局企業誘致課]	3915
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約							を人の公募(ポ		
の締結(危機管理センター無停電電源装置				ートアイ	ランド(第	第2期))			
用蓄電池更新工事)[行財政局契約監理課]			3881			[都市	「局企業誘致課 <u>]</u>	3917	
▽簡易型	(実績確認哲	2) 総合評価	落札方式制					_	
限付一般	般競争入札に	こよる契約の	締結(櫨谷			水	道	局	
川改修	工事(福谷コ	区) その3)						
		[行財政局	契約監理課]	3883	▽神戸市水	道局会計規	見程の一部	『を改正する規	
▽神戸農	業振興地域藍	を備計画の軽	微な変更		程		[水道	[局経営企画課]	3920
		[経済観光局	農政計画課]	3887	▽事後審査	型制限付一	一般競争入	、札による契約	
▽事後審	查型制限付-	一般競争入札	による契約		の締結(花山ポンプ		ポンプ設備新設	
の締結	(明泉寺保育	所外壁改修	他工事)		工事)			[水道局施設課]	3921
		[行財政局	契約監理課]	3887				_	
▽事後審	查型制限付-	一般競争入札	による契約			交	通	局	
の締結	(フレール長	是田苅藻通外	壁改修他工						
事)		[行財政局	契約監理課]	3890	▽事後審査	型制限付一	一般競争入	、札による契約	
▽事後審	查型制限付-	一般競争入札	による契約		の締結(須磨浦荘と	こりこわし	他工事)	
の締結	(永井谷川改	(修工事(そ	の1))				[交通	[局経営企画課]	3923
		[行財政局	契約監理課]	3892	▽事後審査	型制限付一	一般競争入	、札による契約	
▽事後審	查型制限付-	一般競争入札	による契約		の締結(千歳換気塔	š外壁改修	(他工事)	
の締結	(六甲大橋橋	新脚等改良工	事)				[交通	i局経営企画課]	3925
		[行財政局	契約監理課]	3895					
▽事後審	查型制限付-	一般競争入札	による契約			教	育委	員 会	
の締結	(房王寺住宅	E3号棟給排	水管改修工						
事)		[行財政局	契約監理課]	3897	▽神戸市立:	幼稚園園貝	川の一部を	改正する規則	
					[教育委員	会事務局学	校支援部	学校経営支援課]	3929

3789

▽神戸市大学奨学金基金条例施行規則に関す

る規則の一部を改正する規則

[教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 3932

▽神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関す

る規則の一部を改正する規則

[教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課] 3937

監 査 委 員

▽監査公表 [監査事務局第1課] 3940

農業委員会

▽神戸市農業委員会の会長及び会長職務代理

者の互選 [農業委員会事務局] 3940

条 例

神戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第13号

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 神戸市市税条例 (昭和25年8月条例第199号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(市民税に関する用語の意義)

- 第18条 市民税について、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (3)$ [略]
 - (4) 法人税額 次に掲げる法人の区 分に応じ、それぞれ次に定める額 をいう。
 - ア 内国法人 法人税法その他の法 人税に関する法令の規定により

(市民税に関する用語の意義)

- 第18条 市民税について、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
 - $(1) \sim (3)$ [略]
 - (4) 法人税額 次に掲げる法人の区 分に応じ、それぞれ次に定める額 をいう。
 - ア 内国法人 法人税法その他の法 人税に関する法令の規定により

計算した法人税額(法人税法第81 条の19第1項(同法第81条の20第 1項の規定が適用される場合を 含む。) 及び第81条の22第1項の 規定による申告書に係る法人税 額を除く。) で、法人税法第68条 (租税特別措置法第3条の3第 5項、第6条第3項、第8条の3 第5項、第9条の2第4項、第9 条の3の2第7項、第41条の9第 4項、第41条の12第4項及び第41 条の12の2第7項の規定により 読み替えて適用する場合を含 む。)、第69条(租税特別措置法第 66条の7第1項及び第66条の9 の3第1項の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)、第69 条の2(租税特別措置法第9条の 3の2第7項、第9条の6第4 項、第9条の6の2第4項、第9 条の6の3第4項及び第9条の 6の4第4項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。)及 び第70条並びに租税特別措置法 第42条の4、第42条の10(第1項、 第3項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の11(第1項、第3 項から第5項まで及び第8項を

計算した法人税額(法人税法第81 条の19第1項(同法第81条の20第 1項の規定が適用される場合を 含む。) 及び第81条の22第1項の 規定による申告書に係る法人税 額を除く。) で、法人税法第68条 (租税特別措置法第3条の3第 5項、第6条第3項、第8条の3 第5項、第9条の2第4項、第9 条の3の2第7項、第41条の9第 4項、第41条の12第4項及び第41 条の12の2第7項の規定により 読み替えて適用する場合を含 む。)、第69条(租税特別措置法第 66条の7第1項及び第66条の9 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 えて適用する場合を含む。)、第69 条の2(租税特別措置法第9条の 3の2第7項、第9条の6第4 項、第9条の6の2第4項、第9 条の6の3第4項及び第9条の 6 の 4 第 4 項 の 規 定 に よ り 読 み 替えて適用する場合を含む。)及 び第70条並びに租税特別措置法 第42条の4、第42条の10(第1項、 第3項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の11(第1項、第3 項から第5項まで及び第8項を

除く。)、第42条の11の2(第1項、 第3項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の11の3 (第1項、 第3項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の12、第42条の12の 2、第42条の12の5、第42条の12 の6 (第1項、第3項、第4項及 び第7項を除く。)、第42条の12の 7(第1項から第3項まで、第7 項、第8項及び第11項を除く。)、 第66条の7(第3項、第7項及び 第11項から第14項までを除く。) 及び第66条の9の3(第3項、第 6 項及び第10項から第13項まで を除く。)の規定の適用を受ける 前のものをいい、法人税に係る延 滞税、利子税、過少申告加算税、 無申告加算税及び重加算税の額 を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉 所得の区分ごとに、法人税法その 他の法人税に関する法令の規定 により計算した法人税額で、法人 税法第144条(租税特別措置法第 9条の3の2第7項、第41条の9 第4項、第41条の12第4項、第41 条の12の2第7項及び第41条の 22第2項の規定により読み替え 除く。)、第42条の11の2(第1項、 第3項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の11の3 (第1項、 第3項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の12、第42条の12の 2、第42条の12の5、第42条の12 <u>の5の2</u>(第1項、第3項、第4 項及び第7項を除く。)、第66条の 7 (第3項、第7項及び第11項か ら第14項までを除く。)及び第66 条の9の3(第3項、第6項及び 第10項から第13項までを除く。) の規定の適用を受ける前のもの をいい、法人税に係る延滞税、利 子税、過少申告加算税、無申告加 算税及び重加算税の額を含まな いものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉 所得の区分ごとに、法人税法その 他の法人税に関する法令の規定 により計算した法人税額で、法人 税法第144条(租税特別措置法第 9条の3の2第7項、第41条の9 第4項、第41条の12第4項、第41 条の12の2第7項及び第41条の 22第2項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。) におい て準用する法人税法第68条(租税 特別措置法第9条の3の2第7 項、第41条の9第4項、第41条の 12第4項及び第41条の12の2第 7項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)、第144条の 2及び第144条の2の2 (租税特 別措置法第9条の3の2第7項、 第9条の6第4項、第9条の6の 2 第 4 項、第 9 条 の 6 の 3 第 4 項 及び第9条の6の4第4項の規 定により読み替えて適用する場 合を含む。)並びに租税特別措置 法第42条の4、第42条の10(第1 項、第3項、第4項及び第7項を 除く。)、第42条の11(第1項、第 3項から第5項まで及び第8項 を除く。)、第42条の11の2 (第1 項、第3項、第4項及び第7項を 除く。)、第42条の11の3(第1項、 第3項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の12、第42条の12の 2、第42条の12の5、第42条の12 の6 (第1項、第3項、第4項及 び第7項を除く。)及び第42条の 12の7 (第1項から第3項まで、 第7項、第8項及び第11項を除

て適用する場合を含む。) におい て準用する法人税法第68条(租税 特別措置法第9条の3の2第7 項、第41条の9第4項、第41条の 12第4項及び第41条の12の2第 7項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)、第144条の 2及び第144条の2の2 (租税特 別措置法第9条の3の2第7項、 第9条の6第4項、第9条の6の 2 第 4 項、第 9 条の 6 の 3 第 4 項 及び第9条の6の4第4項の規 定により読み替えて適用する場 合を含む。)並びに租税特別措置 法第42条の4、第42条の10(第1 項、第3項、第4項及び第7項を 除く。)、第42条の11(第1項、第 3項から第5項まで及び第8項 を除く。)、第42条の11の2 (第1 項、第3項、第4項及び第7項を 除く。)、第42条の11の3(第1項、 第3項、第4項及び第7項を除 く。)、第42条の12、第42条の12の 2、第42条の12の5及び第42条の 12の5の2 (第1項、第3項、第 4項及び第7項を除く。)の規定 の適用を受ける前のものをいい、 法人税に係る延滞税、利子税、過

く。) の規定の適用を受ける前の ものをいい、法人税に係る延滞 税、利子税、過少申告加算税、無 申告加算税及び重加算税の額を 含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2) [略]

(4の3) 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額をいう。

ア 連結法人 (法人税法第2条第12 号の7の2に規定する連結法人 をいう。以下この節において同 じ。)の同法第81条の18第1項の 規定により計算される法人税の 負担額として帰せられる金額が あるとき 当該法人税の負担額 として帰せられる金額に同項第 2号から第5号までに掲げる金 額並びに租税特別措置法第68条 の 9、第68条の14から第68条の15 の3まで、第68条の15の6、第68 条の15の6の2、第68条の15の 7、第68条の91(第10項から第13 項までを除く。) 及び第68条の93 の3 (第10項から第13項までを除 く。) の規定により控除された金 額のうち当該連結法人に係る金

少申告加算税、無申告加算税及び 重加算税の額を含まないものと する。

(ア)、(イ) [略]

(4の2) [略]

(4の3) 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 次に定める額をいう。

ア 連結法人(法人税法第2条第12 号の7の2に規定する連結法人 をいう。以下この節において同 じ。)の同法第81条の18第1項の 規定により計算される法人税の 負担額として帰せられる金額が あるとき 当該法人税の負担額 として帰せられる金額に同項第 2号から第5号までに掲げる金 額並びに租税特別措置法第68条 の 9、第68条の14から第68条の15 の3まで、第68条の15の6、第68 条の15の6の2、第68条の91(第 10項から第13項までを除く。)及 び第68条の93の3(第10項から第 13項までを除く。)の規定により 控除された金額のうち当該連結 法人に係る金額に相当する金額

額に相当する金額の合計額を加算した額

イ 連結法人の法人税法第81条の18 第1項の規定により計算される 法人税の減少額として帰せられ る金額があるとき 当該法人税 の減少額として帰せられる金額 を同項第2号から第5号までに 掲げる金額並びに租税特別措置 法第68条の9、第68条の14から第 68条の15の3まで、第68条の15の 6、第68条の15の6の2<u>、第68条</u> の15の7、第68条の91(第10項か ら第13項までを除く。) 及び第68 条の93の3 (第10項から第13項ま でを除く。) の規定により控除さ れた金額のうち当該連結法人に 係る金額に相当する金額の合計 額から差し引いた額

 $(4 \mathcal{O} 4) \sim (6)$ [略]

(7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者を生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年

の合計額を加算した額

イ 連結法人の法人税法第81条の18 第1項の規定により計算される 法人税の減少額として帰せられ る金額があるとき 当該法人税 の減少額として帰せられる金額 を同項第2号から第5号までに 掲げる金額並びに租税特別措置 法第68条の9、第68条の14から第 68条の15の3まで、第68条の15の 6、第68条の15の6の2、第68条 の91 (第10項から第13項までを除 く。) 及び第68条の93の3(第10項 から第13項までを除く。)の規定 により控除された金額のうち当 該連結法人に係る金額に相当す る金額の合計額から差し引いた 額

 $(4 \mathcal{O} 4) \sim (6)$ 「略]

(7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者を生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年

度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで、第26条から第28条の12まで及び第33条において「前年」という。)の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

 $(8) \sim (15)$ [略]

 $2 \sim 4$ [略]

(市民税の減免申請等)

第34条 [略]

2、3 [略]

4 第2項の規定は、法人の市民税の

<u>減免について準用する。</u>

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 「略]

- 2 「略]
- 3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書で規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則<u>第15条第23項</u>に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則<u>第15条第24項第1号</u>に規定 する条例で定める割合は、3分の2 とし、同項第2号及び第3号に規定 する条例で定める割合は、2分の1 とする。

度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで及び第26条から第28条の12までにおいて「前年」という。)の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

 $(8) \sim (15)$ [略]

 $2 \sim 4$ [略]

(市民税の減免申請等)

第34条 [略]

2、3 [略]

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

- 2 「略]
- 3 法附則<u>第15条第19項本文</u>に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書で規定する条例で 定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則<u>第15条第26項</u>に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則<u>第15条第27項第1号</u>に規定 する条例で定める割合は、3分の2 とし、同項第2号及び第3号に規定 する条例で定める割合は、2分の1 とする。

- 6 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第27項第1号に規定 する条例で定める割合は3分の2と し、同項第2号に規定する条例で定 める割合は4分の3とし、同項第3 号に規定する条例で定める割合は2 分の1とする。
- 8 法附則第15条第30項に規定する条 例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第34項に規定する条 例で定める割合は、3分の1とする。
- 10 法附則<u>第15条第35項</u>に規定する条 例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 [略]

(審査申出書の提出)

第60条 「略]

- 5の2 法附則第15条第28項第1号に 規定する条例で定める割合は、3分 の2とし、同項第2号に規定する条 例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
- 7 法附則第15条第34項に規定する条 例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則<u>第15条第38項</u>に規定する条 例で定める割合は、3分の1とする。
- 9 法附則<u>第15条第39項</u>に規定する条 例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第41項に規定する条 例で定める割合は、0とする。
- 11 [略]

(審査申出書の提出)

第60条 「略]

2 審査申出書は、審査申出人(法第 432条第1項本文の規定に基づき審 査の申出を行うものをいう。以下同 じ。)(審査申出人が法人その他の社 団又は財団である場合にあつては代 表者又は管理人、審査申出人が総代 を互選した場合にあつては総代、審 2 審査申出書の正本には、審査申出 人(法第432条第1項本文の規定に基 づき審査の申出を行うものをいう。 以下同じ。)が法人その他の社団又は 財団である場合にあつては代表者又 は管理人の資格を証する書面を、 査申出人が総代を互選した場合にあ つては総代の資格を証する書面を、 審査申出人が代理人によつてまるの 申出を行う場合にあつては代理人の 資格を証する書面を、それぞれ添付 しなければならない。

<u>3</u>、<u>4</u> [略]

(3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)

第64条の3の2 法第446条第1項<u>か</u> <u>ら第3項まで</u>及び法<u>第447条</u>に規定 する3輪以上の軽自動車に対して は、環境性能割を課さない。

(都市計画税の課税標準の特例)

第178条の3 法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2又は法附則第63条の規

査申出人が代理人によつて審査の申 出を行う場合にあつては代理人)が 署名し、又は記名押印しなければな らない。

3 審査申出書の正本には、審査申出 人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人 の資格を証する書面を、審査申出人 が総代を互選した場合にあつては総 代の資格を証する書面を、審査申出 人が代理人によつて審査の申出を行 う場合にあつては代理人の資格を証 する書面を、それぞれ添付しなけれ ばならない。

<u>4</u>、<u>5</u> [略]

(3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)

第64条の3の2 法第446条第1項及 び法<u>第447条第1項</u>に規定する3輪 以上の軽自動車に対しては、環境性 能割を課さない。

(都市計画税の課税標準の特例)

第178条の3 法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで又は法附則第63条の規定の適用を受ける土

定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する都市計画税の課税標準は、第178条第1項の規定にかかわらず、法第349条の3第27項から第29項まで、法第702条の3、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2又は法附則第63条に定める額とする。

附 則

(免税点の適用に関する特例)

第12条 法附則第18条、第19条第1項 若しくは第19条の4の規定の適用を 受ける土地又は法附則第19条の3の 規定の適用を受ける市街化区域農地 (法附則第19条の4の規定の適用を 受ける市街化区域農地を除く。以下 この条において同じ。)に係る各年度 分の固定資産税に限り、第38条に規 定する固定資産税の課税標準となる べき額は、法附則第18条の規定の適 用を受ける宅地等、法附則第19条第 1項の規定の適用を受ける農地又は 法附則第19条の4の規定の適用を受 ける市街化区域農地についてはこれ らの規定に規定する当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額に よるものとし、法附則第19条の3の 規定の適用を受ける市街化区域農地 地又は家屋に対して課する都市計画 税の課税標準は、第178条第1項の規 定にかかわらず、法第349条の3第27 項から第29項まで、法第702条の3、 法附則第15条から第15条の3まで又 は法附則第63条に定める額とする。

附則

(免税点の適用に関する特例)

第12条 法附則第18条、第19条第1項 若しくは第19条の4の規定の適用を 受ける土地又は法附則第19条の3の 規定の適用を受ける市街化区域農地 (法附則第19条の4の規定の適用を 受ける市街化区域農地を除く。以下 この条において同じ。)に係る各年度 分の固定資産税に限り、第38条に規 定する固定資産税の課税標準となる べき額は、法附則第18条の規定の適 用を受ける宅地等、法附則第19条第 1項の規定の適用を受ける農地又は 法附則第19条の4の規定の適用を受 ける市街化区域農地についてはこれ らの規定に規定する当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額に よるものとし、法附則第19条の3の 規定の適用を受ける市街化区域農地 については同条第1項<u>(同条第3項</u>において準用する場合を含む。)又は 第4項に規定するその年度分の課税 標準となるべき額によるものとす る。

(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第16条の2の3 市民税の所得割の納 税義務者について、その有する租税 特別措置法第37条の11の2第1項に 規定する特定管理株式等(以下この 条において「特定管理株式等」とい う。) 又は同項に規定する特定口座内 公社債(以下この条において「特定口 座内公社債」という。)が株式又は同 法第37条の10第2項第7号に規定す る公社債としての価値を失つたこと による損失が生じた場合として同法 第37条の11の2第1項各号に掲げる 事実が発生したときは、当該事実が 発生したことは当該特定管理株式等 又は特定口座内社債の譲渡をしたこ とと、当該損失の金額として政令で 定める金額は法附則第35条の2の6 第12項に規定する上場株式等の譲渡 をしたことにより生じた損失の金額 とそれぞれみなして、法附則第35条 については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額に よるものとする。

(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第16条の2の3 市民税の所得割の納 税義務者について、その有する租税 特別措置法第37条の11の2第1項に 規定する特定管理株式等(以下この 条において「特定管理株式等」とい う。)、同項に規定する特定保有株式 (以下この条において「特定保有株 式」という。) 又は同項に規定する特 定口座内公社債(以下この条におい て「特定口座内公社債」という。)が 株式又は同法第37条の10第2項第7 号に規定する公社債としての価値を 失つたことによる損失が生じた場合 として同法第37条の11の2第1項各 号に掲げる事実が発生したときは、 当該事実が発生したことは当該特定 管理株式等、特定保有株式又は特定 口座内社債の譲渡をしたことと、当 該損失の金額として政令で定める金 額は法附則第35条の2の6第12項に

の2の3第5項から第8項までの規定、前条の規定及び附則第16条の2 の5の規定その他の市民税に関する 規定を適用する。

2、3 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 法附則第30条第1項 に規定する初回車両番号指定(以下 この条において「初回車両番号指定」 という。)を受けた3輪以上の軽自動 車 (電気軽自動車 (法第446条第1項 第1号に規定する電気軽自動車をい う。次項第1号において同じ。)、天然 ガス軽自動車(法第446条第1項第2 号に規定する天然ガス軽自動車をい う。次項第2号において同じ。)、メタ ノール軽自動車(専らメタノールを 内燃機関の燃料として用いる軽自動 車で総務省令で定めるものをい う。)、混合メタノール軽自動車(メタ ノールとメタノール以外のものとの 混合物で総務省令で定めるものを内 燃機関の燃料として用いる軽自動車 で総務省令で定めるものをいう。)及 びガソリンを内燃機関の燃料として

規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、法附則第35条の2の3第5項から第8項までの規定及び前2条の規定その他の市民税に関する規定を適用する。

2、3 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 法附則第30条第1項 に規定する初回車両番号指定(以下 この条において「初回車両番号指定」 という。)を受けた3輪以上の軽自動 車(電気軽自動車(法第446条第1項 第1号に規定する電気軽自動車をい う。次項第1号において同じ。)、天然 ガス軽自動車(法第446条第1項第2 号に規定する天然ガス自動車をい う。同項第2号において同じ。)、メタ ノール軽自動車(専らメタノールを 内燃機関の燃料として用いる軽自動 車で総務省令で定めるものをい う。)、混合メタノール軽自動車(メタ ノールとメタノール以外のものとの 混合物で総務省令で定めるものを内 燃機関の燃料として用いる軽自動車 で総務省令で定めるものをいう。)及 びガソリンを内燃機関の燃料として

用いる電力併用軽自動車(内燃機関 を有する軽自動車で併せて電気その 他の総務省令で定めるものを動力源 として用いるものであつて、廃エネ ルギーを回収する機能を備えている ことにより大気汚染防止法 (昭和43) 年法律第97号)第2条第17項に規定 する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するもので総務省令で定めるもの をいう。) 並びに被けん引自動車を除 く。) に対する初回車両番号指定を受 けた月から起算して14年を経過した 月の属する年度以後の年度分の軽自 動車税の種別割に係る第65条の規定 の適用については、当分の間、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

「略]

- 2 [略]
- 3 次に掲げる3輪以上の法第446条 第1項第3号に規定するガソリン軽 自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)に対する第65 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令

用いる電力併用軽自動車(内燃機関 を有する軽自動車で併せて電気その 他の総務省令で定めるものを動力源 として用いるものであつて、廃エネ ルギーを回収する機能を備えている ことにより大気汚染防止法(昭和43 年法律第97号)第2条第17項に規定 する自動車排出ガスの排出の抑制に 資するもので総務省令で定めるもの をいう。)並びに被けん引自動車を除 く。) に対する初回車両番号指定を受 けた月から起算して14年を経過した 月の属する年度以後の年度分の軽自 動車税の種別割に係る第65条の規定 の適用については、当分の間、次の表 の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。

「略]

- 2 [略]
- 3 次に掲げる3輪以上の法第446条 第1項第3号に規定するガソリン軽 自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)に対する第65 条の規定の適用については、当該軽 自動車が令和2年4月1日から令和 3年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和3年度

和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)、(2) [略]

「略]

4 「略]

6~8 「略]

(東日本大震災に係る被災住宅用地 等に対する固定資産税及び都市計画 税の特例)

第25条 東日本大震災により滅失し、

分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)、(2) [略]

「略]

4 「略]

6~8 [略]

(東日本大震災に係る被災住宅用地 等に対する固定資産税及び都市計画 税の特例)

第25条 東日本大震災により滅失し、

又は損壊した家屋の敷地の用に供さ れていた土地で平成23年度分の固定 資産税について法第349条の3の2 の規定の適用を受けたもの(以下こ の項において「被災住宅用地」とい う。) の所有者(当該被災住宅用地が 共有物である場合には、その持分を 有する者を含む。) その他の政令で定 める者が、平成23年3月11日から令 和8年3月31日までの間に、当該被 災住宅用地に代わるものと市長が認 める土地の取得(共有持分の取得を 含む。以下この項において同じ。)を 行つた場合における当該取得が行わ れた土地で新たに固定資産税又は都 市計画税が課されることとなつた年 度、翌年度又は翌々年度に係る賦課 期日において家屋又は構築物の敷地 の用に供されている土地以外の土地 に対して課する当該各年度分の固定 資産税又は都市計画税については、 当該取得が行われた土地のうち被災 住宅用地に相当する土地として政令 で定めるものを住宅用地とみなし て、この条例の規定を適用する。この 場合において、法第349条の3の2第 2項中「住宅用地のうち、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定め

又は損壊した家屋の敷地の用に供さ れていた土地で平成23年度分の固定 資産税について法第349条の3の2 の規定の適用を受けたもの(以下こ の項において「被災住宅用地」とい う。) の所有者(当該被災住宅用地が 共有物である場合には、その持分を 有する者を含む。) その他の政令で定 める者が、平成23年3月11日から令 和3年3月31日までの間に、当該被 災住宅用地に代わるものと市長が認 める土地の取得(共有持分の取得を 含む。以下この項において同じ。)を 行つた場合における当該取得が行わ れた土地で新たに固定資産税又は都 市計画税が課されることとなつた年 度、翌年度又は翌々年度に係る賦課 期日において家屋又は構築物の敷地 の用に供されている土地以外の土地 に対して課する当該各年度分の固定 資産税又は都市計画税については、 当該取得が行われた土地のうち被災 住宅用地に相当する土地として政令 で定めるものを住宅用地とみなし て、この条例の規定を適用する。この 場合において、法第349条の3の2第 2項中「住宅用地のうち、次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定め

る住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第56条第10項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とし、同項各号の規定は、適用しない。

東日本大震災により滅失し、又は 損壊した家屋の所有者(当該家屋が 共有物である場合には、その持分を 有する者を含む。) その他の政令で定 める者が、平成23年3月11日から全 和8年3月31日までの間に、当該滅 失し、若しくは損壊した家屋に代わ るものと市長が認める家屋を取得 し、又は当該損壊した家屋を最初に 改築した場合における当該取得さ れ、又は改築された家屋に対して課 する固定資産税又は都市計画税につ いては、当該家屋が取得され、又は改 築された日(当該家屋が平成23年3 月11日以後において2回以上改築さ れた場合には、その最初に改築され た日。以下この項において同じ。)の 属する年の翌年の1月1日(当該家 屋が取得され、又は改築された日が 1月1日である場合には、同日)を賦 課期日とする年度から4年度分の固 定資産税又は都市計画税について は、当該家屋に係る固定資産税額(第

- る住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第56条第10項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とし、同項各号の規定は、適用しない。
- 2 東日本大震災により滅失し、又は 損壊した家屋の所有者(当該家屋が 共有物である場合には、その持分を 有する者を含む。) その他の政令で定 める者が、平成23年3月11日から全 和3年3月31日までの間に、当該滅 失し、若しくは損壊した家屋に代わ るものと市長が認める家屋を取得 し、又は当該損壊した家屋を最初に 改築した場合における当該取得さ れ、又は改築された家屋に対して課 する固定資産税又は都市計画税につ いては、当該家屋が取得され、又は改 築された日(当該家屋が平成23年3 月11日以後において2回以上改築さ れた場合には、その最初に改築され た日。以下この項において同じ。)の 属する年の翌年の1月1日(当該家 屋が取得され、又は改築された日が 1月1日である場合には、同日)を賦 課期日とする年度から4年度分の固 定資産税又は都市計画税について は、当該家屋に係る固定資産税額(第

37条の2から第37条の6の2までの 規定の適用を受ける家屋にあつて は、これらの規定の適用後の額。以下 この項において同じ。)又は都市計画 税額(同条の規定の適用を受ける家 屋にあつては、同条の規定の適用後 の額。以下この項において同じ。)の うち、この項の規定の適用を受ける 部分に係る税額として政令で定める ところにより算定した額(当該家屋 が区分所有に係る家屋である場合又 は共有物である家屋である場合に は、この項の規定の適用を受ける部 分に係る税額として各区分所有者又 は各共有者ごとに政令で定めるとこ ろにより算定した額の合算額。以下 この項において「適用部分の税額」と いう。)のそれぞれ2分の1に相当す る額を当該家屋に係る固定資産税額 又は都市計画税額から減額し、その 後2年度分の固定資産税又は都市計 画税については、当該家屋に係る固 定資産税額又は都市計画税額のう ち、適用部分の税額のそれぞれ3分 の1に相当する額を当該家屋に係る 固定資産税額又は都市計画税額から 減額するものとする。

3、4 [略]

37条の2から第37条の6の2までの 規定の適用を受ける家屋にあつて は、これらの規定の適用後の額。以下 この項において同じ。)又は都市計画 税額(同条の規定の適用を受ける家 屋にあつては、同条の規定の適用後 の額。以下この項において同じ。)の うち、この項の規定の適用を受ける 部分に係る税額として政令で定める ところにより算定した額(当該家屋 が区分所有に係る家屋である場合又 は共有物である家屋である場合に は、この項の規定の適用を受ける部 分に係る税額として各区分所有者又 は各共有者ごとに政令で定めるとこ ろにより算定した額の合算額。以下 この項において「適用部分の税額」と いう。)のそれぞれ2分の1に相当す る額を当該家屋に係る固定資産税額 又は都市計画税額から減額し、その 後2年度分の固定資産税又は都市計 画税については、当該家屋に係る固 定資産税額又は都市計画税額のう ち、適用部分の税額のそれぞれ3分 の1に相当する額を当該家屋に係る 固定資産税額又は都市計画税額から 減額するものとする。

3、4 [略]

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分 (以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改 正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

(個人の市民税の非課税の範囲)

第19条の2 [略]

2 [略]

まの施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び第20条の3第1項第11号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の市民税に係る公的年金等受 給者の扶養親族申告書)

第25条の2の3 所得税法第203条の

第2条による改正前

(個人の市民税の非課税の範囲)

第19条の2 [略]

2 [略]

3 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(個人の市民税に係る公的年金等受 給者の扶養親族申告書)

| 第25条の2の3 所得税法第203条の

6 第 1 項の規定により同項に規定す る申告書を提出しなければならない 者又は法の施行地において同項に規 定する公的年金等(所得税法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除 く。以下この項において「公的年金 等」という。)の支払を受ける第19条 第1項第1号に掲げる者であつて、 扶養親族 (年齢16歳未満の者に限 る。)を有する者(以下この条におい て「公的年金等受給者」という。)は、 当該申告書の提出の際に経由すべき 所得税法第203条の6第1項に規定 する公的年金等の支払者(以下この 条において「公的年金等支払者」とい う。)から毎年最初に公的年金等の支 払を受ける日の前日までに、総務省 令で定めるところにより、次に掲げ る事項を記載した申告書を、当該公 的年金等支払者を経由して市長に提 出しなければならない。

(1) \sim (3) 「略]

 $2 \sim 5$ 「略]

(給与支払報告書等の提出義務)

第26条 [略]

 $2 \sim 8$ 「略]

9 第 5 項 (第 1 号 に 係 る 部 分 に 限 る。)又は第6項(第1号に係る部分 る。)又は第6項(第1号に係る部分

6 第1項の規定により同項に規定す る申告書を提出しなければならない 者又は法の施行地において同項に規 定する公的年金等(所得税法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除 く。以下この項において「公的年金 等」という。)の支払を受ける法第294 条第1項第1号に掲げる者であつ て、扶養親族(控除対象扶養親族を除 く。)を有する者(以下この条におい て「公的年金等受給者」という。)は、 当該申告書の提出の際に経由すべき 所得税法第203条の6第1項に規定 する公的年金等の支払者(以下この 条において「公的年金等支払者」とい う。)から毎年最初に公的年金等の支 払を受ける日の前日までに、総務省 令で定めるところにより、次に掲げ る事項を記載した申告書を、当該公 的年金等支払者を経由して市長に提 出しなければならない。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

 $2 \sim 5$ 「略]

(給与支払報告書等の提出義務)

第26条 [略]

2~8 「略]

9 第 5 項 (第 1 号 に 係 る 部 分 に 限

に限る。)の規定により行われた記載 事項の提供は、法第762条第1号の機 構の使用に係る電子計算機(入出力 装置を含む。<u>第28条の2第12項</u>及び 第30条第9項において同じ。)に備え られたファイルへの記録がされた時 に第5項又は第6項に規定する市長 に到達したものとみなす。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者等)

第28条の2 [略]

- 2 「略]
 - 市長は、前条第1項の規定により 特別徴収の方法によつて徴収すべき 給与所得に係る所得割額及び均等割 額の合算額又は同条第2項本文の規 定により特別徴収の方法によつて徴 収することとなる給与所得以外の所 得に係る所得割額(同条第4項に規 定する場合には、同項の規定により 読み替えて適用される同条第2項本 文の規定により特別徴収の方法によ つて徴収することとなる給与所得及 び公的年金等に係る所得以外の所得 に係る所得割額)を合算した額(以下 この条から第28条の5までにおいて 「給与所得に係る特別徴収税額」と いう。)を特別徴収の方法によつて徴

に限る。)の規定により行われた記載 事項の提供は、法第762条第1号の機 構の使用に係る電子計算機(入出力 装置を含む。<u>第28条の2第10項</u>及び 第30条第9項において同じ。)に備え られたファイルへの記録がされた時 に第5項又は第6項に規定する市長 に到達したものとみなす。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収義務者等)

第28条の2 [略]

- 2 「略]
- 3 市長は、前条第1項の規定により 特別徴収の方法によつて徴収すべき 給与所得に係る所得割額及び均等割 額の合算額又は同条第2項本文の規 定により特別徴収の方法によつて徴 収することとなる給与所得以外の所 得に係る所得割額(同条第4項に規 定する場合には、同項の規定により 読み替えて適用される同条第2項本 文の規定により特別徴収の方法によ つて徴収することとなる給与所得及 び公的年金等に係る所得以外の所得 に係る所得割額)を合算した額(以下 この条から第28条の5までにおいて 「給与所得に係る特別徴収税額」と いう。)を特別徴収の方法によつて徴

収する旨(第8項から<u>第12項</u>までに おいて「通知事項」という。)を当該 特別徴収義務者及びこれを経由して 当該納税義務者に通知しなければな らない。

4~7 [略]

8 市長は、第1項又は第6項の規定 により指定した特別徴収義務者 (第 26条第1項に規定する給与支払報告 書に記載すべきものとされる事項を 同条第5項(第1号に係る部分に限 る。)の規定により提供した者又は同 条第1項の規定による給与支払報告 書の提出を法第747条の2第1項の 規定により行つた者に限る。以下こ の項から第10項まで及び第12項にお いて「特定特別徴収義務者」という。) が、第3項(前項において準用する場 合を含む。以下この項、次項及び第11 項において同じ。)の規定により当該 特定特別徴収義務者に通知すべき通 知事項について、電磁的方法により 提供を受けることを希望する旨の申 出をした場合には、第3項の規定に よる当該特定特別徴収義務者に対す る通知に代えて、当該通知事項を、総 務省令で定めるところにより、地方 税関係手続用電子情報処理組織を使

収する旨(第8項から<u>第10項</u>までに おいて「通知事項」という。)を当該 特別徴収義務者及びこれを経由して 当該納税義務者に通知しなければな らない。

4~7 [略]

8 第1項又は第6項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある場合には、第3項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

用し、かつ、機構を経由して行う方法 により当該特定特別徴収義務者に提 供しなければならない。

- 9 市長は、特定特別徴収義務者(第3 項の規定により当該特定特別徴収義 務者を経由して納税義務者に通知す べき通知事項を、電磁的方法により 当該納税義務者に提供する体制が整 備されている者に限る。)が、当該通 知事項について、電磁的方法により 送信を受けることを希望する旨の申 出をした場合には、同項の規定によ る当該納税義務者に対する通知に代 えて、当該通知事項を、総務省令で定 めるところにより、地方税関係手続 用電子情報処理組織を使用し、かつ、 機構を経由して行う方法により当該 特定特別徴収義務者に送信し、これ を経由して当該納税義務者に提供し なければならない。
- 10 前項の場合において、同項の通知 事項の送信を受けた特定特別徴収義 務者は、当該通知事項を電磁的方法 (これにより難いと認められる納税 義務者に対しては、総務省令で定め る方法)により納税義務者に提供す <u>るものとする。</u>
- 11 <u>第8項又は第9項</u>の規定により行 <u>9</u> 前項の規定により行われた通知事

われた通知事項の提供については、 第3項の規定による通知があつたも のとみなして、次条第1項及び第28 条の4第1項の規定を適用する。

12 第8項の規定により行われた通知 事項の提供及び第9項の規定により 行われた通知事項の送信は、法第762 条第1号の機構の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルへの記録 がされた上で、第8項又は第9項に 規定する市長が総務省令で定める方 法により通知した当該記録に関する 事項がこれらの規定に規定する特定 特別徴収義務者に到達したもの とみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の変 更)

第28条の4 市長は、第28条の2第3 項から第5項まで(同条第7項において同条第3項の規定を準用する場合を含む。)の規定により給与所得によりを含む。)の規定により知じた後収収のである。)の規額を通知した後間ではいて、当該給与所得において、当該給与の他これを変更して、当該特別徴収税額を更して、当該特別徴収税額を更して、当該特別では、直ちには、のではには、のでである。 項の提供については、第3項の規定による通知があつたものとみなして、次条第1項及び第28条の4第1項の規定を適用する。

10 第8項の規定により行われた通知 事項の提供は、法第762条第1号の機 構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上 で、同項に規定する市長が総務省令 で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特 別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収税額の変 更)

第28条の4 <u>第28条の2第3項</u>から第 5項まで(同条第7項において同条 第3項の規定を準用する場合を含 む。)の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後におい税額を通知した後におい税額を当該給与所得に係る特別とを発見した場合を発見した場合を変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、当該特別徴収 別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知する。この場合には、特別徴収義務者がその通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額を併せて通知するものとする。

2 前項の場合には、第28条の2第8 項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同条<u>第11項</u>中 「次条第1項及び第28条の4第1 項」とあるのは、「第28条の4第1項 後段」と読み替えるものとする。

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3又は法附則第63条の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3又は法附則第63条に定める額とする。

2~10 [略]

義務者及びこれを経由して当該納税 者に通知する。この場合には、特別徴収義務者がその通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき 月割額を併せて通知するものとする。

 2 前項の場合においては、第28条の 2第8項から<u>第10項</u>までの規定を準 用する。この場合において、同条<u>第9</u> 項中「次条第1項及び第28条の4第 1項」とあるのは、「第28条の4第1 項後段」と読み替えるものとする。

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第63条又は法附則第64条の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、法第349条の3から第349条の3の4まで、法附則第15条から第15条の3まで、法附則第17条の2、法附則第17条の3、法附則第63条又は法附則第64条に定める額とする。

2~10 [略]

11 法附則第64条に規定する条例で定 める割合は、0とする。 附則

(個人の市民税の所得割の非課税の 範囲等)

第3条の3 当分の間、市民税の所得 割を課すべき者のうち、その者の前 年の所得について第20条の規定によ り算定した総所得金額、退職所得金 額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び 扶養親族 (年齢16歳未満の者及び第 <u>20条の3第1項第11号に規定する控</u> 除対象扶養親族に限る。以下この項 において同じ。)の数に1を加えた数 を乗じて得た金額に10万円を加算し た金額(その者が同一生計配偶者又 は扶養親族を有する場合には、当該 金額に32万円を加算した金額)以下 である者に対しては、第19条第1項 の規定にかかわらず、市民税の所得 割(分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。

2、3 [略]

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の 範囲等)

第3条の3 当分の間、市民税の所得割を課すであるのうち、の規定につい第20条の規定に得るの所得を額で、退職所得金額の合計額が、及び、国力にその数に10万円を制度を額に10万円を制度をである場合には、当年の者が同一生計配は、当年をの者が同一生計配は、当年をの者が同一生計では、第19条第1項の分割を決をする場合には、第19条第1項の分割を除るが、市民税の所得割にが、市民税の所得割に係る所得割を除く。)を課税に係る所得割を除く。)を課税に係る所得割を除く。)を課税に係る所得割を除く。)を認める。)を認める。)を課税の所得割を除く。)を課税に係る所得割を除く。)を認めるが、おりのでは、おりの所得割を除く。)を認めるが、おりのでは、おりの所得割に係る所得割を除く。)を認めるが、おりのでは、まりのでは、まりの

2、3 [略]

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 神戸市市税条例等の一部を改正する条例 (令和2年7月条例第19号) の 一部を次のように改正する。

第8条のうち神戸市市税条例第19条第6項の改正規定中「第321条の8第52項から第68項」を「第321条の8第60項から第76項」に改め、同条例第30条第7項の改正規定中「第321条の8第53項」を「第321条の8第61項」に改める。

(債権の管理に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市債権の管理に関する条例 (平成28年3月条例第29号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(延滞金)

第7条 [略]

2 前項の延滞金の額の計算については、神戸市市税条例第13条(第3項を除く。)及び同条例附則第3条の規定を準用する。この場合において、同条例第13条第1項中「納期限(第30条第1項の申告書(法第321条の8第34項の規定による申告書に限る。)に係る税金を納付するときは、当該税金に係る法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限とする。納期限とする。は第31項の納期限とする。納期限とする。以下この項において同じ。)」とあるのは「履行期限(平成戸市債権の管理に関する条例(平成

(延滞金)

第7条 「略]

2 前項の延滞金の額の計算については、神戸市市税条例第13条(第3項を除く。)及び同条例附則第3条の規定を準用する。この場合において、同条の第13条第1項中「納期限(第30条第1項の申告書(法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。)に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。)」とあるのは「履行期限(神戸市債権の管理に関する条例(平成28

28年3月条例第29号)第6条の履行期限をいう。以下この項において同じ。)」と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間」とあるのは「当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。

3~5 [略]

(遅延利息)

第8条 [略]

2 遅延利息の額の計算については、 前条第3項及び第4項並びに神戸市 市税条例<u>第13条第5項</u>の規定を準用 する。 年3月条例第29号)第6条の履行期限をいう。以下この項において同じ。)」と、同項ただし書中「次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間」とあるのは「当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間」と読み替えるものとする。

3~5 [略]

(遅延利息)

第8条 「略]

2 遅延利息の額の計算については、 前条第3項及び第4項並びに神戸市 市税条例<u>第13条第4項</u>の規定を準用 する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条中神戸市債権の管理に関する条例第7条第2項の改正規定(「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に改める部分及び「同条第1項、第2項、第4項又は第19項」を「法第321条の8第1項、第2項又は第31項」に 改める部分に限る。) 令和4年4月1日
 - (2) 第2条中神戸市市税条例第36条の3第1項及び同条第11項の改正規定 令和5年4月1日
 - (3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和6年1月1日
 - (4) 第1条中神戸市市税条例第18条第1項第4号及び同項第4号の3の改正 規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)

の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の神戸市市税条例(以下「新条例」という。) 附則第16条の2の3第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税 について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例 による。
- 2 新条例第18条第1項第4号(令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。)第42条の12の7の規定に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用する。
- 3 新条例第18条第1項第4号の3 (新租税特別措置法第68条の15の7の規定に 係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に 終了する連結事業年度(法人税法(昭和40年法律第34号)第15条の2に規定す る連結事業年度をいう。)分の法人の市民税について適用する。
- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の神戸市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (固定資産税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分 は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分まで の固定資産税については、なお従前の例による。

西神中央ホール条例をここに公布する。

令和3年9月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第14号

西神中央ホール条例

(設置及び目的)

第1条 広く、文化芸術の鑑賞、創作及び発表の機会と場を提供し、文化の振興を図る拠点とするとともに、利用者の利便性の向上や交流の場の創出のために施設を運用することにより、地域の活性化及び福祉の向上を図ることを目的として、西神中央ホールを設置する。

(位置)

第2条 西神中央ホールの位置は、次のとおりとする。

神戸市西区美賀多台1丁目1番1

(事業)

- 第3条 西神中央ホールは、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 文化芸術の企画、制作、誘致及び公開その他の活動を行うこと。
 - (2) 文化芸術を鑑賞し、創作し、及び発表するために施設を利用させること。
 - (3) 文化芸術に関する活動を行う人材の育成及び交流に関すること。
 - (4) 文化芸術の振興のための調査研究、資料の収集及び情報の提供に関すること。
 - (5) 文化芸術を中心とした多様な市民交流の機会の創出に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

(施設)

- 第4条 西神中央ホールに次に掲げる施設を置く。
 - (1) ホール
 - (2) スタジオ
 - (3) ピアノ室

- (4) 楽屋兼会議室(以下「ルーム」という。)
- (5) アートスペース
- (6) 交流広場
- (7) アートウォール
- (8) ロビーその他の便益施設

(開館時間)

- 第5条 西神中央ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の 指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)は、西神中央ホールの管理 運営上特に必要があると認める場合は、事前に市長の承認を得て、前項に掲げ る開館時間を変更することができる。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び開館時間を告示するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、西神中央ホールの管理運営上特 に必要があると認める場合であって特に緊急を要するため事前に市長の承認を 得ることができないときは、市長の承認を得ないで開館時間を変更することが できる。
- 5 指定管理者は、利用者の利便性の向上のために必要があると認める場合は、 第1項の開館時間又は第2項の規定による変更後の開館時間以外の時間であっ ても、午前7時から午後11時までの範囲内において、あらかじめ市長の承認を 得て施設の一部を利用者の用に供することができる。

(休館日)

- 第6条 西神中央ホールの休館日は、次に掲げる日とする。
 - (1) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までをいう。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める日
- 2 指定管理者は、第1条の目的を達成するために有益であり、かつ、西神中央ホールの管理運営上支障を生じるおそれがないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、これらの日に、施設の一部を第3条に規定する事業の用に供する

ことができる。

3 指定管理者は、神戸市立西図書館の供用のために必要があると認めるときは、 第1項の規定に関わらず、施設の一部を利用者の用に供することができる。

(使用の許可)

- 第7条 第4条の施設(同条第8号の施設を除く。)又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の許可に管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更 することができる。
- 3 指定管理者は、西神中央ホールの管理運営上特に必要があると認める場合であってその施設等の使用方法が周囲の良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものであるときは、第5条第1項の開館時間及び同条第2項の規定による変更後の開館時間以外の時間においても、施設等の使用を許可することができる。この場合において、当該許可は、第1項の規定による許可とみなしてこの条例の規定を適用する。

(許可の基準)

- 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第 1項の許可をしてはならない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適当であると認めるとき。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を しないことができる。
 - (1) 施設等の使用の目的が第1条に規定する目的にそぐわないとき。
 - (2) 西神中央ホールの管理運営上支障があると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第9条 第4条の施設(同条第7号の施設を除く。)は、引き続き7日を超える

独占的な使用をすることができない。ただし、指定管理者が特別の理由がある と認めるときは、この限りでない。

(行為の制限)

- 第10条 何人も、西神中央ホールの管理上支障がある行為で、規則で定めるもの をしてはならない。
- 2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 業として写真撮影、映画撮影その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
 - (3) ラジオ又はテレビの中継、録音、録画その他これらに類する行為をすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が西神中央ホールの管理運営上特に許可が必要と認める行為をすること。
- 3 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。 (利用料金)
- 第11条 指定管理者に西神中央ホールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させる。
- 2 第7条第1項の許可を受けた者及び前条第2項の許可を受けた者(以下これらを「利用者等」という。)は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示する ものとする。
- 4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。
- 5 市長は必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金 として徴収することができる。
- 6 利用料金は、指定管理者が認めた場合を除き、前納しなければならない。 (特別の設備の設置等)

- 第12条 利用者等は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は 施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受け なければならない。
- 2 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 利用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

- 第14条 指定管理者は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項、第10条第2項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
 - (2) 施設を許可された使用目的と異なった目的に使用したとき。
 - (3) 許可に付した条件に違反したとき。
 - (4) 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。
 - (1) 西神中央ホールの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(入場の制限等)

- 第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を制限し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になるおそれがある者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
 - (4) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (5) 第10条第1項の規定に違反した者

(立入り等)

第16条 指定管理者は、西神中央ホールの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

- 第17条 利用者等は、施設の使用を終わったとき又は第7条第1項、第10条第2項若しくは第12条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で器具又は設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。
- 2 指定管理者は、利用者等(利用者等であった者を含む。)が前項の義務を履行しないときは、器具その他の物件の搬出、設備の撤去その他施設の原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第18条 西神中央ホール内において、施設を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

- 第19条 市長は、次に掲げる西神中央ホールの管理に関する業務を指定管理者に 行わせるものとする。
 - (1) 第3条に規定する事業に係る業務
 - (2) 西神中央ホールの利用及びその制限に関する業務
 - (3) 西神中央ホールの維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、西神中央ホールの設置の目的を最も効果的に達成することができる と認められるものを指定管理者として指定するものとする。
- 4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(施行細目の委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日から起算して4月を超えない範囲内において 規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施 行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、西神中央ホールの供用を開始する日は、令和 4年8月1日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日とす る。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な使用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(指定管理者不在等期間における西神中央ホールの管理に関する業務)

市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理 者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、そ の時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者 を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在 等期間」という。)における第5条第2項、第3項及び第5項、第6条第1項 第2号並びに同条第2項及び第3項、第7条第1項、第2項(第10条第3項及 び第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第3項、第8条第1項 (第10条第3項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第2項 (第10条第3項及び第12条第2項において準用する場合を含む。)、第9条、第 10条第2項、第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条並びに 第17条第2項の規定の適用については、第5条第2項中「地方自治法(昭和22 年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以 下「指定管理者」という。)は、西神中央ホールの管理運営上特に必要がある と認める場合は、事前に市長の承認を得て」とあるのは「市長は、西神中央ホ ールの管理運営上特に必要があると認める場合は」と、同条第3項中「前項の 承認をしたときは」とあるのは「前項の規定により開館時間を変更したとき は」と、同条第5項中「指定管理者は、利用者の利便性の向上のために必要が あると認める場合は、第1項の開館時間又は第2項の規定による変更後の開館

時間以外の時間であっても、午前7時から午後11時までの範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は、利用者の利便性の向上のために必要があると認める場合は、第1項の開館時間又は第2項の規定による変更後の開館時間以外の時間であっても、午前7時から午後11時までの範囲内において」と、第6条第1項第2号並びに同条第2項及び第3項、第7条第1項、第2項及び第3項、第8条第1項及び第2項、第9条、第10条第2項、第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条、第16条並びに第17条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

- 5 指定管理者不在等期間においては、第5条第4項の規定は適用しない。 (指定管理者不在等期間の使用料)
- 6 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前 の第11条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、利用者等から徴収 することができる。
- 7 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。 別表(第11条関係)
 - (1) ホール、スタジオ、ピアノ室、ルーム、アートスペース及び交流広場の利用料金

	定	面			利用料金	& (単位	円)		
	員	積	使用時間	午前	午後	夜間	午前•	午後・	終日
	単(単		(午前	(午後	(午後	午後	夜間	(午前
	位	位		9 時か	1 時か	6 時か	(午前	(午後	9 時か
施	人	平		ら正午	ら午後5時ま	ら午後 10時ま	9時か	1時か	ら午後 10時ま
設)	方		まで)	o	10 时 ま で)	ら 午 後 5 時 ま	ら午後 10時ま	10 时 ま で)
		メ			,	,	で)	で)	,
		<u>۱</u>							
		ル							
)	使用区分						

ホ			平日	24,800	33,000	33,000	57,800	66,000	77,0
ル	500		土曜日、						
			日曜日及び休日	29,700	39,600	39,600	69,300	79,200	93,
ス									
タ									
ジ		91		4,300	5,800	5,800	10, 100	11,600	15,
オ									
1									
ス									
タ									
ジ		5		1 時間につき 200					
オ									
2									
ス									
タ									
ジ		13		1時間に	こつき	300			
才									
3									
ス									
タ									
ジ		28		1 時間につき 600					
才									
4									
ピ									
ア		12		1 時間に	こつき	1 000			

3827

ル ー ム 1	29	1時間に	こつき	400			
ル ー ム 2	20	1 時間につき 300					
ル ー ム 3	15	1時間に	こつき 2	200			
ル ー ム 4	11	1 時間につき 200					
アートスペース	97	4,000	5, 300	5, 300	9, 300	10,600	14,600
交流広場	182	4,000	5, 300	5, 300	9,300	10,600	14,600

備考

- 1 利用者がホールを利用する場合において、次の各号のいずれかに該当 するときの利用料金の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に 定める率を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場者から最高額3,000円を超える入場料金又はこれに類する金員を徴収するとき 200パーセント
 - (2) 営業又は宣伝を目的として利用するとき 200パーセント
 - (3) 市内に住所を有しない利用者(法人その他の団体にあっては、代表者の住所又は事務所の所在地を市内に有しないもの)が利用するとき(前2号、第5号及び第6号に掲げる利用を除く。) 150パーセント
 - (4) 練習のために利用するとき(その利用の日の2か月前から2週間 前までの間に申込みをしたものに限る。) 50パーセント
 - (5) ホールの本番利用に関連して、練習のためにホールを利用するとき 50パーセント
 - (6) ホールの本番利用に関連して準備、撤去その他これらに類する作業のためにのみ利用するとき 50パーセント
- 2 前項第3号及び第4号のいずれにも該当するときの利用料金の額は、 この表に規定する額に同項第3号に定める率を乗じて得た額に同項第4 号に定める率を乗じて得た額とする。
- 3 第7条第3項の許可を受けて利用する場合又は許可された使用時間以外の時間に利用した場合の利用料金の額は、1時間につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間として計算する。
 - (1) ホール 8,300円 (土曜日、日曜日及び休日にあっては9,900円)
 - (2) スタジオ1 1,500円
 - (3) スタジオ 2、スタジオ 3、スタジオ 4、ピアノ室、ルーム 1、ルーム 2、ルーム 3 及びルーム 4 この表に規定する額
 - (4) アートスペース 1,400円
 - (5) 交流広場 1,400円

- 4 第1項及び第2項の規定は、前項第1号の利用料金の額について準用する。この場合において、第1項の規定中「この表に規定する額」とあるのは「第3項の利用料金の額」と、第2項中「この表に規定する額」とあるのは「第3項の利用料金の額」と、「同項第3号」とあるのは「第1項第3号」と読み替えるものとする。
- 5 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、 「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定 する休日をいう。
- (2) アートウォールの利用料金(1月当たりの利用料金)

高さ	300ミリ	300ミリ	600ミリ	900ミリ	1,200 €	
	メート	メートル	メート	メートル	リメート	
	ル未満	以上600	ル以上	以上	ル以上	
		ミリメー	900ミリ	1,200 ₹	1,500 €	
幅		トル未満	メート	リメート	リメート	
			ル未満	ル未満	ル以下	
300ミリメー	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	
トル未満						
300ミリメー	2,500円	3,000円	3,000円	3,500円	4,000円	
トル以上600						
ミリメートル						
未満						
600ミリメー	3,000円	3,000円	3,500円	3,500円	4,000円	
トル以上900						
ミリメートル						
未満						
900ミリメー	3,500円	3,500円	3,500円	4,000円	4,000円	
トル以上						
1,200ミリメ						
ートル未満						

1,200ミリメ	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,500円
ートル以上					
1,500ミリメ					
ートル以下					

備考

- 1 この表において「高さ」及び「幅」とは、使用するアートウォールの高さ及び幅をいう。
- 2 1月未満の端数は、1月として計算する。
- (3) 附属設備の利用料金
 - 1設備1回につき13,000円
- (4) 第10条第2項の許可行為に係る料金
 - 1つの許可行為1回につき65,000円

神戸市個人情報保護条例及び神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第15号

神戸市個人情報保護条例及び神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(個人情報保護条例の一部改正)

第1条 神戸市個人情報保護条例 (平成9年10月条例第40号) の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前				
(訂正請求に対する決定等)	(訂正請求に対する決定等)				
第24条 [略]	第24条 [略]				
2 [略]	2 [略]				
3 前項の場合において、必要がある	3 前項の場合において、必要がある				

と認めるときは、実施機関は、訂正 に係る個人情報等の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣 及び番号法第19条第8号に規定する 情報照会者若しくは看報提供者と関係情報照会者若しくは条例事務関係信 報提供者(当該訂正と者ののよりである。)の は 対し、速やかに、 を通知しなければな を通知しなければな を通知しなければな

4、5 [略]

と認めるときは、実施機関は、訂正 に係る個人情報等の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報 照会者若しくは情報提供者又は同条 第8号に規定する条例事務関係情報 照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録された者であって、当該とし、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

4、5 [略]

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法<u>第19条第11号</u>の条例で 定める特定個人情報を提供すること ができる場合は、別表第3の第2欄 に掲げる機関が、同表の第4欄に掲 げる機関に対し、同表第3欄に掲げ る事務を処理するために必要な同表 の第5欄に掲げる特定個人情報の提 供を求めた場合において、同表の第 4欄に掲げる機関が当該特定個人情 報を提供するときとする。

2 「略]

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び<u>第19条第10号</u>の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法<u>第19条第10号</u>の条例で 定める特定個人情報を提供すること ができる場合は、別表第3の第2欄 に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げ る事務を処理するために必要な同表 の第5欄に掲げる特定個人情報の提 供を求めた場合において、同表の第 4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 「略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市個人情報保護条例及び神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定は、令和3年9月1日から適用する。

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第16号

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 改正する条例

神戸市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (昭和31年10 月条例第24号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 第4条 議員が職務を行うために費用 第4条 議員が職務を行うために費用 を必要としたときは、議員は、その を必要としたときは、その費用を弁 費用の弁償を請求することができ 償する。 る。 2 前項の規定による請求があったと 2 前項の費用弁償の額は、次の各号 きは、その費用を弁償する。 に掲げる議員の居住地の区分に応 じ、当該各号に定める額とする。 (1) 灘区、中央区、兵庫区及び長田 区 日額3,000円

- 3 前項の費用弁償の額は、議員の住 居と議事堂との間の往復に要する費 用のうち次に掲げる額とする。
 - (1) 旅費条例 (昭和27年7月条例第 45号) 別表1級の者に支給する鉄 道賃(同条例で定める鉄道賃をい う。) 又は車賃(同条例で定める車 賃をいう。) に相当する額
 - (2) 有料道路の通行料 (ETCシス テム(有料道路自動料金収受シス テムを使用する料金徴収事務の取 扱いに関する省令 (平成11年建設 省令第38号)第1条に規定するE TCシステムをいう。) を使用して 料金が徴収される区間にあっては 当該料金) のうち合理的な通常の 経路及び方法により算出した額に 相当する額
- 第5条 議員が公務のため旅行したと | 第5条 議員が公務のため旅行したと

- (2) 東灘区、北区(神戸市区の設置 等に関する条例 (平成31年3月条 例第31号) に規定する北神区役所 の所管区域(次号において単に 「北神区役所の所管区域」とい う。)を除く。)及び須磨区 日額 4,000円
- (3) 北区(北神区役所の所管区域に 限る。)、垂水区及び西区 日額 5,000円

きは、旅費条例別表1級の者に支給 する額相当額の旅費を本市職員の旅 費の例により支給する。 きは、旅費条例<u>(昭和27年7月条例</u> 第45号)別表1級の者に支給する額 相当額の旅費を本市職員の旅費の例 により支給する。

附則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第413号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

小倉台自治会

- (2) 主たる事務所 神戸市北区小倉台2丁目11番地の7
- (3) 代表者の氏名 山本 公一
- (4) 代表者の住所 神戸市北区小倉台7丁目3番地の8
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 平成31年4月14日に変更があった事項及びその内容
 - ア 代表者の氏名

「中村 吉太郎」を「安田 浩造」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市北区小倉台6丁目15番地の9」を「神戸市北区小倉台5丁目2番地の7」に 改める。

- (2) 令和3年4月18日に変更があった事項及びその内容
 - ア 代表者の氏名

「安田 浩造」を「山本 公一」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市北区小倉台5丁目2番地の7」を「神戸市北区小倉台7丁目3番地の8」に改める。

神戸市告示第414号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月14日

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

上津台4丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区上津台4丁目10番13号

(3) 代表者の氏名

仲井 弘明

(4) 代表者の住所

神戸市北区上津台4丁目10番13号

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区上津台4丁目1番29号」を「神戸市北区上津台4丁目10番13号」に改める。

(2) 代表者の氏名

「川野 純」を「仲井 弘明」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区上津台4丁目1番29号」を「神戸市北区上津台4丁目10番13号」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月18日

神戸市告示第432号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

山西自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区神出町広谷492番地

(3) 代表者の氏名

藤原 強嗣

(4) 代表者の住所

神戸市西区神出町広谷595番地の1

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 代表者の氏名

「胸永 重昭」を「藤原 強嗣」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区神出町広谷527番地の1」を「神戸市西区神出町広谷595番地の1」に改める。

3 変更の年月日平成30年1月14日

神戸市告示第433号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称

舞多聞みついけ南倶楽部

- (2) 主たる事務所 神戸市垂水区舞多聞東2丁目8番8号
- (3) 代表者の氏名

笹倉 修

- (4) 代表者の住所 神戸市垂水区舞多聞東2丁目8番8号
- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番4号」 を「神戸市垂水区舞多聞東2丁目8番8号」 に改める。

(2) 代表者の氏名

「櫻田 英治」を「笹倉 修」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番4号」 を「神戸市垂水区舞多聞東2丁目8番8号」 に改める。

3 変更の年月日

令和3年5月16日

神戸市告示第435号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり

告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所,自転車等が置かれ,又は放置されていた場所,撤去し,及び保管した自転車等の台数,撤去し,及び保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで午後3時から午後7時まで

イ 土曜日午後1時から午後5時まで

(日曜日,祝日及び12月28日から1月4日を除く)

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から 1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相 当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないと きは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し,及び保管 自転車等の台数	管した	撤去し,及 び保管した 年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通 1丁目1番	王子公園駅周辺自転車 等放置禁止区域 六甲駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車 原動機付自転車 自転車 原動機付自転車	4台 0台 2台 0台	令和3年8	東灘区御影塚 町 2 丁目27番 20号 建設局東部建 設事務所
	阪急御影駅周辺自転車 等放置禁止区域 六甲道駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車 自転車 原動機付自転車	1台 0台 11台 2台	月3日	電話854-2191
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜 町1番5号	甲南山手駅周辺自転車 等放置禁止区域 JR住吉駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車 自転車 原動機付自転車	1台 0台 10台 0台	令和3年8 月4日	

	青木駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車原動機付自転車	10台 0台		
卑原保管所 難区上河原通	阪神御影駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 1台		
.丁目1番	新在家駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	0台 1台	令和3年8 月11日	
	六甲道駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	19台 2台		
镇崎浜保管所 頁灘区魚崎浜	深江駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台		
町1番5号	青木駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	令和3年8 月12日	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台		
神原保管所 難区上河原通	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台		
1丁目1番	難駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 0台	令和3年8 月19日	
	摩耶駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台		
	六甲道駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6台 2台		
魚崎浜保管所東灘区魚崎浜	摂津本山駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	令和3年8	
町1番5号	青木駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 0台	月20日	
牌原保管所 難区上河原通	灘区管内自転車等長期 放置	自転車 原動機付自転車	11台 2台	令和3年8	
1丁目1番	六甲道駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	12台 3台	月26日	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜	東灘区管内自転車等長 期放置	自転車 原動機付自転車	30台 0台	令和3年8	
町1番5号	青木駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8台 0台	月27日	

神戸市告示第436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律123号。以下「法」という。)第54条第2項の指定自立支援(育成医療・更生医療)医療機関を,同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第64条の規定による名称の変更の届出があった指定自立支援医療機関(育成医療・更生 医療)

変更日	名 称	担当する 医療の種類	所 在 地	変更後	変更前
令和3年 7月1日	六甲病院 (更生医療のみ)	整形外科心臟脈管外科	神戸市灘区土山町 5番1号	六甲病院	国家公務員 共済組合連 合会六甲病 院
令和3年 7月1日	さくら薬局 兵庫駅南通店	薬局	神戸市兵庫区駅南通2丁目2番30号	さくら薬局 兵庫駅南通 店	ミナミファ ーマシー薬 局
令和3年 7月1日	さくら薬局神戸布引店	薬局	神戸市中央区布引 町3丁目1番7号 1階	さくら薬局神戸布引店	アルバ薬局三宮店
令和3年 7月1日	さくら薬局 新長田駅前店	薬局	神戸市長田区松野 通2丁目2番34号 第一興陽ビル2階	さくら薬局 新長田駅前 店	アルバ薬局新長田店
令和3年 7月1日	さくら薬局神戸駅西店	薬局	神戸市中央区相生 町4丁目7番21号 眺港苑1階	さくら薬局 神戸駅西店	朝陽薬局神戸店
令和3年 7月1日	さくら薬局 神戸相生店	薬局	神戸市中央区相生 町5丁目16番8号 1階	さくら薬局 神戸相生店	相生薬局
平成29年 1月1日	株式会社いちご野 薬局	薬局	神戸市北区八多町中1060	株式会社い ちご野薬局	いちご野薬局

2 法第65条および第68条の規定により指定を解除した指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

		医療の種 類	
令和3年7月1日	阪神調剤薬局青木店	薬局	神戸市東灘区北青木2丁目6番12号 辻川マンション102
令和3年7月1日	わだみさき薬局	薬局	神戸市兵庫区和田宮通6丁目1番30 号
令和3年6月30日	キリン堂調剤薬局 ステップガーデン店	薬局	神戸市北区藤原台中町1丁目4番1 号 ステップガーデン藤原台内
令和3年7月31日	横山薬局	薬局	神戸市垂水区平磯4丁目5番6号 山治ビル1階

神戸市告示第437号

次の医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所 在 地	指定年月日
もえぎクリニック	神戸市北区有野中町1丁目10番地3	令和3年9月1日
あつこ形成外科皮膚科	神戸市中央区吾妻通6丁目1番2号	令和3年7月1日
いしいこどもクリニック	神戸市西区井吹台北町2丁目17番地の 13	令和3年8月1日
ほしぞらホスピスクリニック	神戸市西区美穂が丘1丁目4番地	令和3年9月1日
医療法人社団新英会 うさみ 歯科クリニック	神戸市北区山田町小部字大坂山3番1 号	令和3年8月1日
なぎさ薬局	神戸市兵庫区浜山通2丁目3番12号	令和3年7月1日
訪問看護ステーションあんず	神戸市灘区水道筋5丁目1番15号	令和3年7月17日
プラスト訪問看護ステーション	神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号	令和2年10月1日

神戸市告示第438号

次の指定医療機関について、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2および中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等 に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新)湊川公園歯科クリニック (旧)医療法人社団林歯科医院	神戸市兵庫区東山町3丁目1番8号	令和3年3月1日
(新)公益財団法人甲南会 甲南介護老人保健施設 (旧)財団法人甲南病院 甲南介護老人保健施設	神戸市東灘区向洋町中3丁目2番5号	令和2年12月13日

神戸市告示第439号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所 在 地	廃止年月日
いしいこどもクリニック	神戸市西区井吹台北町2丁目17番13号	令和3年7月31日
なぎさ薬局	神戸市兵庫区浜山通2丁目3番12号	令和3年6月30日
訪問看護ステーションあんず	神戸市灘区水道筋6丁目7番11号	令和3年7月16日
プラスト訪問看護ステーション	神戸市長田区久保町4丁目8番6号	令和2年9月30日

神戸市告示第440号

次の施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
フレアス在宅マッ サージ伊丹施術所	西口 貴章	伊丹市稲野町3丁目1番5号	令和3年8月12日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問鍼灸やたに	矢谷 正紀	神戸市須磨区須磨本町1丁目1番2 号	令和3年8月5日
フレアス在宅マッ 西口 貴章 男		兵庫県伊丹市稲野町3丁目1番5号	令和3年8月12日

神戸市告示第441号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を再開したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	再開年月日	
サクラ整骨鍼灸院	奥田 晋朗	神戸市北区有野台2丁目1番7号	令和3年8月12日	

神戸市告示第442号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日	
サクラ整骨鍼灸院	岩佐 剛	神戸市北区有野台2丁目1番7号	令和3年8月12日	

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日	
訪問鍼灸やたに	矢谷 正紀	神戸市須磨区南町3丁目4番8号	令和3年8月4日	

神戸市告示第443号

次の介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

当該指定にか かる介護事業 所の名称	当該指定にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	指定年月日	サービス種類
医療法人社団 董会伊川谷病 院	神戸市西区池 上2丁目4番 2号	医療法人社団 並会	神戸市須磨区東 白川台1丁目1 番1号	令和3年5 月1日	訪所ー宅導 訪問 アーミック あいま で の で で で で で で で で で で で で で で で で で
介護老人保健 施設すみれ苑	神戸市須磨区 東白川台2丁 目12番1号	医療法人社団	神戸市須磨区東 白川台1丁目1 番1号	平成13年12 月1日	居宅介護支援
訪問看護ステ ーションあん ず	神戸市灘区水 道筋 5 丁目 1 番15号	ろっこう医療 生活協同組合	神戸市灘区水道 筋 5 丁目 1 番15 号	令和3年7 月17日	訪問看護 介 護予防訪問看 護
ホームヘルプ サービスあお ぞら	神戸市灘区水 道筋 5 丁目 1 番15号	ろっこう医療 生活協同組合	神戸市灘区水道 筋 5 丁目 1 番15 号	令和3年7 月17日	訪問介護
リバティーベ ル六甲	神戸市北区山 田町小部字向	株式会社フォ ーユウ・サプ	神戸市北区山田 町小部字向井谷	令和3年8 月1日	特定施設入居 者生活介護

	井谷1番1号	ライ	1番1号	介護予防特定
				施設入居者生
				活介護

神戸市告示第444号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

					71 H ZE
当該変更にか かる介護事業 所の名称	当該変更にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	変更年月日	サービス種類
(新)湊川公園 歯科クリニック (旧)医療法人 社団林歯科医 院	神戸市兵庫区 東山町3丁目 1番8号	医療法人社団林歯科医院	神戸市兵庫区東 山町3丁目1番 8号	令和3年3 月1日	訪問一所一宅導訪護ハョ防リ介療 間リシリシ療 問予ビン通テ護養 がヨハョ養介看防リ 所一予管 護ビンビン管護護訪テ介リシ防理 のリ 理予 問一護ハョ居指
(新)公益財団 法人甲南会 甲南介護老人 保健施設 (旧)財団法人 甲南病院甲南	神戸市東灘区 向洋町中3丁 目2番5号	公益財団法人甲南会	神戸市東灘区鴨 子ケ原1丁目5 番16号	令和2年12 月13日	通所リハビリ テーショ次 短期入所療養 介護 介護 所リハョン リテーシ 所短期 介護 アンション か変

介護老人保健 施設					入所療養介護 介護老人保健 施設
訪問介護ステ ーションうる ら	(新)神戸市東 灘区向洋町東 3丁目8番13 号 (旧)神戸市東 灘区住吉宮町 3丁目15番18 号	SPT株式会 社	神戸市中央区港 島9丁目2番10 号	令和2年7 月1日	訪問介護 介 護予防訪問介 護 居宅介護 支援 介護予 防訪問サービス 訪問サービス 訪問サービス

神戸市告示第445号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月28日

当該廃止にか かる介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	廃止年月日	サービス種類
訪問看護ステ ーションあん ず	神戸市灘区水 道筋 6 丁目 7 番11号	ろっこう医療 生活協同組合	神戸市灘区水道 筋6丁目7番11 号	令和3年7 月16日	訪問看護 介護予防訪問看護
ホームヘルプ サービスあお ぞら	神戸市灘区水 道筋 6 丁目 7 番11号	ろっこう医療 生活協同組合	神戸市灘区水道筋6丁目	令和3年7 月16日	訪問介護 介 護予防訪問介 護
水仙在宅介護センター	神戸市垂水区 舞子坂3丁目 17番7号	げだつ神戸合 同会社	神戸市垂水区舞 子坂3丁目17番 7号	令和3年7 月31日	居宅介護支援

神戸市告示第446号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第8条第1項の規定による特定施設 の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の 規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を 記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 取締役社長 泉澤 清次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号 三菱重工業株式会社 神戸造船所
- (3) 特定施設に関する事項 変更なし
- (4) 汚水等の処理に関する事項 変更なし
- (5) 排出水の汚染状況及び量 非常用の雨水排水口の増設
- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年9月28日から令和3年10月18日
 - (2) 場所 神戸市環境局環境保全部環境保全指導課

神戸市告示第447号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を 記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号 株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 山口 貢

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市灘区灘浜東町2番 株式会社 神戸製鋼所 神戸線条工場

- (3) 特定施設に関する事項71の2洗浄施設 1基の更新
- (4) 汚水等の処理に関する事項 変更なし
- (5) 排出水の汚染状況及び量変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和3年9月28日から令和3年10月18日
 - (2) 場所 神戸市環境局環境保全部環境保全指導課

神戸市告示第448号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年9月28日

事業所番号	事業所等の	事業所等の	指定申請者	指定申請者	指定年月日	サービス種
事本///祖门	名称	所在地	の名称	の所在地	1月17年7月日	類
		兵庫県神戸		兵庫県神戸		
2810101341	iin A N T	市東灘区魚	株式会社	市東灘区魚	令和3年9	居宅介護
2010101341	jinヘルプ	崎南町4丁	benevo	崎南町4丁	月1日	冶七年酸
		目12番6号		目12番6号		
		兵庫県神戸		兵庫県神戸		
2810101341	jinヘルプ	市東灘区魚	株式会社	市東灘区魚	令和3年9	重度訪問介
2010101341		崎南町4丁	benevo	崎南町4丁	月1日	護
		目12番6号		目12番6号		
		兵庫県神戸				
	MYOケア	市灘区大石	株式会社	兵庫県芦屋	令和3年9	
2810200853	サービス神	南町2丁目	キャミオジ	市奥池町9	月1日	同行援護
	戸	8-7佐藤	ヤパン	番27号	ЛІЦ	
		ビル202号				
		兵庫県神戸		兵庫県神戸		
2810801734	ケアサミッ	市垂水区名	株式会社k	市垂水区多	令和3年9	居宅介護
2010001134	 	谷町1011-	uskus	聞町字小束	月1日	泊七川 畯
		1 グリー		山868-790		

		ンハイツ松 本204号		カルム学園 緑が丘502 号		
2810801734	ケアサミット	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町1011- 1 グリー ンハイツ松 本204号	株式会社kuskus	兵庫県神戸 市垂水区多 聞町字小東 山868-790 カルム学園 緑が丘502 号	令和3年9 月1日	重度訪問介護
2810801742	ケア21神戸 舞多聞	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞3丁目 4-1ヴィ オス多聞 101号	株式会社ケ ア21	大阪府大阪 市北区堂島 2丁目2番 2号	令和3年9 月1日	居宅介護
2810801742	ケア21神戸 舞多聞	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞3丁目 4-1ヴィ オス多聞 101号	株式会社ケ ア21	大阪府大阪 市北区堂島 2丁目2番 2号	令和3年9 月1日	重度訪問介護
2815101957	こどもヘル パーりんろ ん	兵庫県神戸 市中央区小 野柄通5- 1-13-106	合同会社玲	兵庫県神戸 市中央区小 野柄通5丁 目1-13	令和3年9 月1日	居宅介護
2815101957	こどもヘル パーりんろ ん	兵庫県神戸 市中央区小 野柄通5- 1-13-106	合同会社玲瓏	兵庫県神戸 市中央区小 野柄通5丁 目1-13	令和3年9 月1日	重度訪問介護
2815202011	居宅介護事業所へルパー	兵庫県神戸 市西区南別 府3丁目24 -1 リバ ーハイツ KANBEE 204号	一般社団法 人 Jobs	兵庫県神戸 市西区南別 府3丁目24 -1 リバ ーハイツ KANBEE 204号	令和3年9 月1日	居宅介護
2815202011	居宅介護事 業所ヘルパ	兵庫県神戸 市西区南別	一般社団法 人Jobs	兵庫県神戸 市西区南別	令和3年9 月1日	重度訪問介護

	_	府3丁目24 -1 リバ -ハイツ		府3丁目24 -1 リバ -ハイツ		
		KANBEE 204号		KANBEE 204号		
2810501672	KOBE 38 wor kshop	兵庫県神戸 市兵庫区三 川口町1丁 目4番16号 アクリビル 2・3階		兵庫県神戸 市兵庫区三 川口町1丁 目4番16号 アクリビル 2・3階	令和3年9 月1日	就労継続支援(A型)
2810601969	ルーチェ	兵庫県神戸 市長田区神 楽町1丁目 2-3 宇 野ビル201	株式会社 MSP	兵庫県神戸 市長田区神 楽町一丁目 2-3 宇 野ビル201	令和3年9 月1日	就労継続支援(A型)
2810601977	~キセキの 杜~ジョブ ステーショ ン神戸長田	兵庫県神戸 市長田区版 塚町5丁号 スタくで か1番に 本 で が1 様 地下1 階001-1	株式会社K EGキャリ ア・アカデ ミー	和歌山県和 歌山市友田 町二丁目 145番地 KEG教育 センタービ	令和3年9 月1日	就労移行支援(一般型)
2810701447	カルムハーツ	兵庫県神戸 市須磨区白 川台三丁目 64-1-1F	株式会社カルムハーツ	兵庫県神戸 市垂水区桃 山台四丁目 1501番地の 2ガーデン ハイツ桃山 台壱番館 306号	令和3年9 月1日	就労継続支援(B型)
2810801726	クオーレ	兵庫県神戸 市垂水区桃 山台4丁目 3-13	一般社団法人赤とんぼ	兵庫県神戸 市垂水区桃 山台四丁目 2-8	令和3年9 月1日	就労継続支援(B型)
2815202003	のーと	兵庫県神戸 市西区岩岡 町西脇833	医療法人社団東峰会	兵庫県神戸 市西区岩岡 町西脇838	令和3年9 月1日	自立生活援助

П					
ı					
П		番地	番地		
П		100	田地		

神戸市告示第449号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種 類
2835000189	くすのき会 相談支援セ ンター	兵庫県神戸 市北区山田 町藍那字瀬 戸2番地4	社会福祉法人くすのき会	兵庫県神戸 市北区山田 町藍那字瀬 戸2番地の 4	令和3年9 月1日	計画相談支援

神戸市告示第450号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号) 第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第 2号の規定により告示する。

令和3年9月28日

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種 類
2810800256	ニチイケア センター垂 水	兵庫県神戸 市垂水区陸 ノ町1-2 サン&サン ビル402号 室	株式会社ニ チイ学館	東京都千代 田区神田駿 河台2丁目 9	令和3年8 月31日	同行援護
2815101601	訪問介護ぬ くもり 神 戸営業所	兵庫県神戸 市中央区布 引町2丁目	ケアエンタ ープライズ 株式会社	兵庫県尼崎 市昭和通3 丁目90番1	令和3年8 月31日	居宅介護

		1番7号 ソーラービ ル201号		号尼崎 K 、 R ビルディ ング701号		
2815101601	訪問介護ぬ くもり 神 戸営業所	兵庫県神戸 市中央区布 引町2丁目 1番7号 ソーラービ ル201号	ケアエンタ ープライズ 株式会社	兵庫県尼崎 市昭和通3 丁目90番1 号尼崎K、 Rビルディ ング701号	令和3年8 月31日	重度訪問介護
2810500583	かなえ	兵庫県神戸 市兵庫区水 木通1丁目 4-29-3F	特定非営利 活動法人ド リーム&Y UME作業 所	兵庫県神戸 市兵庫区湊 川町3丁目 4-9	令和3年8 月31日	就労移行支援(一般型)
2810500807	プリウス	兵庫県神戸 市兵庫区船 大工町2番 15号	一般社団法人プリウス	兵庫県神戸 市兵庫区船 大工町2番 15号	令和3年8 月31日	就労継続支援(A型)
2810501102	がじゅまる の木	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町3丁目 2番20号レ ックスコー ポ荒田1階	NPO法人 がじゅまる の木	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町3丁目 2番20号	令和3年8 月31日	就労継続支 援(B型)
2810800611	クオーレ	兵庫県神戸 市垂水区桃 山台4丁目 3-13	特定非営利 活動法人と んぼの家	兵庫県神戸 市垂水区名 谷町1494- 2エクセル ハイツB棟 204号	令和3年8 月31日	就労継続支 援(B型)

神戸市告示第451号

次の事業者について、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の指定障 害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和3年9月28日

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種 類
2855200263	ハモ・らふ 〜夢〜	兵庫県神戸 市西区大津 和1丁目3 -11アーベ ントロート 1-B号	一般社団法人ハモ・らふ	兵庫県明石 市魚住町清 水294番地 の2	令和3年9 月1日	児童発達支援
2850800216	放課後等デ イサービス むぎ	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞二丁目 29-6 パ ラジオ多聞 202号	株式会社あかり	兵庫県神戸 市垂水区舞 多聞東三丁 目2番23号	令和3年9 月1日	放課後等デイサービス
2855000184	放課後等デ イサービス ウィズ・ユ ー神戸谷上	兵庫県神戸 市北区谷上 西町16-3 プランドー ル谷上102 号室	合同会社 ワークコン チネンタル	兵庫県明石 市二見町西 二見44番地 の5 ウエ ステージ明 石参番館 703号	令和3年9 月1日	児童発達支援
2855000184		兵庫県神戸 市北区谷上 西町16-3 プランドー ル谷上102 号室	合同会社 ワークコン チネンタル	兵庫県明石 市二見町西 二見44番地 の5 ウエ ステージ明 石参番館 703号	令和3年9 月1日	放課後等デイサービス
2855000739	ハッピーラ ンド	兵庫県神戸 市北区谷上 東町10番11 号	特定非営利 活動法人が じゅまる	兵庫県神戸 市北区谷上 東町10番11 号	令和3年9 月1日	保育所等訪問支援

神戸市告示第452号

次の事業者について、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第24条の26第1項第1号の指定 障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種 類
2875000115	くすのき会 相談支援セ ンター	兵庫県神戸 市北区山田 町藍那字瀬 戸2番地4	社会福祉法人くすのき会	兵庫県神戸 市北区山田 町藍那字瀬 戸2番地の 4	令和3年9 月1日	障害児相談 支援

神戸市告示第453号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所,自転車等が置かれ,又は放置されていた場所,撤去及び保管した自転車等の台数,撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所·西代保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
 - (2) 須磨保管所・名谷保管所
 - ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで (ただし,即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から 1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相 当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないと きは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

別る					
自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数		撤去及び保 管した年月 日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番	高速長田駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車	14台	令和3年8	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメ
西代保管所	長田区管内長期放置	自転車	7台	月5日	リ石1番地の
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	36台	令和3年8	1 建設局西部建 設事務所
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	須磨区管内長期放置	自転車	13台	月11日	電話742-2424
長田区御屋敷	新長田駅周辺自転車等	自転車	24台		
通2丁目6番	放置禁止区域	原動機付自転車	1台	令和3年8	
西部保管所	長田区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	7台 1台	月18日	
長田区西代通 1丁目1番	高速長田駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車	6台	令和3年8	
西代保管所	長田区管内長期放置	自転車	5台	月19日	
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅 周辺自転車等放置禁止 区域	自転車	1台	令和3年8 月24日	
	須磨区管内長期放置	自転車	1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅・西代駅周辺自 転車等放置禁止区域	自転車原動機付自転車	7台 1台	令和3年8 月25日	
須磨区中落合 2丁目1番	名谷駅・妙法寺駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	6台	令和3年8 月26日	
名谷保管所	須磨区管内長期放置	自転車	4台	月40日	
長田区御屋敷 通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	12台	令和3年8 月31日	
西部保管所	長田区管内長期放置	自転車	23台)101 H	

神戸市告示第 454 号

令和3年第2回定例市会で令和3年9月6日議決された令和3年度神戸 市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

令和3年度神戸市一般会計補正予算

令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,075,914千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ890,794,590千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後 の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (市債の補正)
- 第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 使用料及手数料	2 手 数 料	千円 14, 200, 613 4, 715, 780	千円 321, 027 321, 027	千円 14, 521, 640 5, 036, 807
18 国 庫 支 出 金	1 負 担 金 2 補 助 金	187, 527, 132 161, 159, 700 25, 073, 075	5, 671, 679 2, 118, 122 3, 553, 557	193, 198, 811 163, 277, 822 28, 626, 632
19 県 支 出 金	2 補 助 金	52, 383, 336 11, 148, 145	3, 867, 208 3, 867, 208	56, 250, 544 15, 015, 353
21 寄 附 金	1 寄 附 金	1, 684, 690 1, 684, 690	10, 000 10, 000	1, 694, 690 1, 694, 690
22 繰 入 金	2基金繰入金	27, 930, 941 26, 261, 380	1, 099, 000 1, 099, 000	29, 029, 941 27, 360, 380
25 市 債	1 市 債	130, 435, 000 130, 435, 000	107, 000 107, 000	130, 542, 000 130, 542, 000
歳入	合 計	879, 718, 676	11, 075, 914	890, 794, 590

歳出

款	項	補正前の額 補 正 匒	頁 計
4 民 生 費	1 民 生 総 務 費	千円 296, 381, 765 1, 673, 69 27, 262, 267 1, 673, 69	
5 衛 生 費	1 衛 生 総 務 費 2 公 衆 衛 生 費 3 環 境 衛 生 費	47, 355, 186 9, 811, 5 14, 770, 475 129, 5 30, 917, 551 9, 584, 3 1, 667, 160 97, 74	13 14, 899, 988 18 40, 501, 869
10 都 市 計 画 費	1 都市計画総務費	16, 576, 424 40, 00 11, 726, 581 40, 00	
16 予 備 費	1 予 備 費	1, 149, 094	·
歳出	合 計	879, 718, 676 11, 075, 9	890, 794, 590

第2表 市債補正

起債の目的	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	甫 正	前		神	甫 正	後	
に頂が日か	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		起債の方法	利率	償還の方法
神戸市民病院機構貸付金	4円 2, 265, 000	公のは借にり(方体同含 債発消のよ入他公と発む 証行費方りれの共の行)。 券又貸法借	9内し率しで入資つて率直行後いは該し利%(た利見方借れ金い、のしっにて、見後率以た利直式りるに 利見をたお 当直の)	借翌据を30に元そ方償るに上等額償又換が政をれは融に入日置含年毎利の法還た財のに以還はえで府借る、資よ入日間のは現では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	4円 2, 372, 000	公のは借にり(方体同含 債発消のよ入他公と発む 証行費方りれの共の行)。 券又貸法借	9内し率しで入資つて率直行後いは該し利%(た利見方借れ金い、のしっにて、見後率以た利見方借れ金い利見をたお、当直の)	借翌据を30に元そ方償るし上等額償又換が政をれは融に入日置含年毎利の法還た財のに以還はえで府借る、資よ日か期め以年均他にすだ政都り上し借るき資り場と逢るのら間、内度等のり、 のらで、りこる金入合の件

令和3年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

- 第2条 令和3年度神戸市自動車事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち運転キロ及び輸送人員を、次のとおり補正する。
 - (1) 事業計画

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
年間運転キロ	17,257,529km	347,200km	17,604,729km
一日平均運転キロ	47,281km	951km	48,232km
年 間 輸 送 人 員	54,164,175人	570,000人	54,734,175人
一日平均輸送人員	148,395人	1,562人	149,957人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款 自 動	車事業収益	10,476,887手円	121,000千円	10,597,887千円
第 1 項 営	業収益	9,448,359千円	121,000千円	9,569,359千円
		支 出		
第 1 款 自 動	車 事 業 費	11,484,774千円	121,000千円	11,605,774千円
第 1 項 営	業費用	11,173,033千円	121,000千円	11,294,033千円

神戸市告示第455号

次の港湾施設は、令和3年9月30日から供用を開始する。

また、次の港湾施設について、令和3年9月30日から、その名称及び規模を改める。 令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

 供用を開始する港湾施設 物揚場

名 称	位置	規模
ポートアイランド(第2期) - 4メートル物揚場その2	神戸市中央区港島9丁目1番地	17 m

ふ頭用地

名称	位置	規模
ポートアイランド(第2期)		
-12メートルK岸壁背後ふ頭用地	神戸市中央区港島8丁目	9, 766m
その2		

2 名称及び規模を改める港湾施設 物揚場

名	称	位置	規	模
現 行	変更後		現行	変更後
ポートアイランド(第	ポートアイランド(第	神戸市中央区港島		
2期)-4メートル物	2期)-4メートル物	9丁目1番地	270m	253m
揚場	揚場その1	31日1番地		

ふ頭用地

名	称	莅	墨	規模
現行	変更後	位置		
ポートアイランド(第 2期)-12メートルK 岸壁背後ふ頭用地	ポートアイランド(第 2期)-12メートルK 岸壁背後ふ頭用地その 1	神戸市中央8丁目	中区港島	22, 049m²

神戸市告示第456号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,道路の区域を次のように変更し,同条第2項の規定により,令和3年9月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年10月12日まで一般の縦覧

に供する。

令和3年9月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	区	間	新旧別	延 (メー	長・トル)	幅 (メー	員 トル)
市道	中東線		神戸市北区八多町中字北垣 内123番9地先から			76. 00	最大 最小	8. 70 4. 40
			神戸市北区八多町中字下ノ ウテ1026番地先まで			74. 80	最大 最小	4. 00 3. 00

神戸市告示第457号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,道路の区域を次のように変更し, 同条第2項の規定により,令和3年9月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年10月12日まで一般の縦覧に供する。

令和3年9月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路線名	区	間	新旧	延	長、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	幅	員、
種類				別	(メー	トル)	(メー	・トル)
市道	長野線	神戸市北区長尾	『町上津字南	新		96.80	最大	19. 20
		所1038番1地先	こから				最小	6. 80
		神戸市北区長尾	『町上津字南	旧		102. 20	最大	13. 60
		所1030番1地先	きまで				最小	6. 20
市道	長尾里181号	神戸市北区長属	『町上津字南	新		51.00	最大	25. 70
	線	所1030番1地先	こから				最小	6. 30
		神戸市北区長属	『町上津字南	旧		72.80	最大	5. 00
		所5197番地先ま	ミで				最小	2. 00

神戸市告示第458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により,道路の区域を次のように変更し, 同条第2項の規定により,令和3年9月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年10月12日まで一般の縦覧

に供する。

令和3年9月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道種	路の類	路	線	名	区	間	新旧 別	延 (メー	長-トル)	幅 (メー	員 -トル)
市	道	長尾	里19	1号	神戸市北区長	神戸市北区長尾町宅原字上			103. 20	最大	12. 90
		線			天神879番 2 地	天神879番2地先から				最小	6. 00
					神戸市北区長り	神戸市北区長尾町宅原字上			84. 20	最大	11. 00
					天神881番5地	2先まで				最小	2. 20

公 告

神戸市公告第605号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	中央体育館自動火災報知設備及び非常放送設備更新工事
工事場所	神戸市中央区楠町4丁目1-1
完成期限 令和4年2月18日	
工事概要	中央体育館における、自動火災報知設備及び非常放送設備の改修及び調整工事一式。
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	消防施設工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「消防施設」を希望業種 として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,

開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で あること。
- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
 - ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 - ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。
- 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所本庁舎 1 号館 2 階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

		令和3年9月10日(金)~9月24日(金)
	受付期間	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
		に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
		午後8時)
	提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

	ın nıtı	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時 第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時		
	府	第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時		
+	X +	÷ >H:	電子入札システムにより 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
	法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付		

票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札 説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年9月29日(水)午前10時30分
		開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行
方	法	するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
/3	124	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第606号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	神戸高専専攻科棟空調設備改修工事
工事場所	神戸市西区学園東町8丁目3
完成期限	令和4年1月14日
工事概要	神戸高専専攻科棟の空冷式ヒートポンプエアコンを更新する一切の工事。
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。

その他 この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
	管一般B又はC
等級	ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請
	負入札参加資格における等級をいう。
	(1) 神戸市内に本店を有すること。
	(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
	(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,
	開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)であ
	る場合、次の要件を満たしていること。
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に
	合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で
	あること。
	・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
	(4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調
	査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落
その他	札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしてい
	ること。
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に
	合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で
	あること。
	・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
	※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入
	札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事
	を除く。),及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
	※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式
	である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に
	は「受付最終日」と読み替えること。

- 3 入札に必要な書類を示す場所
 - 郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)
- 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等
 - この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当 該契約の設計書等の閲覧及び貸与については,入札説明書等によります。
- 5 入札参加申込書の提出方法

	令和3年9月10日(金)~9月24日(金)	
受付期間	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号	
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~	
	午後8時)	
提出場所	契約監理課	

6 入札の日時及び方法

日	時	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時	
	口	口 时	第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
	方 法		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
		法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
			票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
			説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時 令和3年9月29日(水)午前10時30分	
イ 入札を打ち切る場合 「取止	テムにより発行 通知書」 め通知書」 札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第607号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	工 事 名 北長狭通3丁目地区他汚水管改築更新工事	
工事場所	神戸市中央区北長狭通3丁目他	
完成期限	令和 4 年11月30日	
	管きょ更生工 ϕ 200mm $L=63.73$ m, ϕ 250mm L =756.32m,	
工事概要	管きょ工(開削) ϕ 200mm $L=64.19$ m, ϕ 250mm L =131.10m,	
	マンホールエ 一式, 取付管及び桝工 一式, 付帯工 一式	
岩 41 	各会計年度に、当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)	
前払金	の額を支払う。	
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。	

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可
建設業の許可	下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる
	場合は、特定建設業許可を要します。
3% N= 3W14	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種と
登録業種	して登録していること(希望順位は問わない)。
	(1) 神戸市内に本店を有すること。
	(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
	(3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する
	管更生工法で,当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使
	用が可能であること。また、配置予定技術者については、次の①及び②
	に該当する技術者とすること。
	① 上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。
その他	② 下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確
	保協会),下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人
	日本下水道管路管理業協会) 又は,下水道管きょ更生施工管理技士 (一
	般社団法人 日本管更生技術協会)の資格を有する者。
	(4) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,
	開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)であ
	る場合,次の要件を満たしていること。
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に

合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (5) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
 - ※なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 - ※なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。
- 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当 該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	令和3年9月10日(金)~9月28日(火)
受付期間	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
文刊期间	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

E	н	時	第1日目 令和3年9月29日(水)午前9時~午後8時
	Ħ	叶	第2日目 令和3年9月30日(木)午前9時~午後3時
			電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
	方	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	//		票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
			説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月1日(金)午前10時30分	
		開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電	這子入札システムにより発行
		するので、その内容を確認し、印刷、保存するこ	と。
方	法	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
		ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第608号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

丁 审 夕	①垂水妙法寺線(禅昌寺)道路拡幅工事その6 <合併入札>
工事名	②垂水妙法寺線(禅昌寺)道路拡幅工事に伴う汚水管移設工事(その2)
工事場所	神戸市須磨区妙法寺字宮ノ下
完成期限	①令和4年12月23日 ②令和4年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和4年8月30日
工事概要	①土工 一式, もたれ式擁壁 一式, 排水構造物工 一式, 舗装工 一式, 土留工一式 ②管きょ工(開削) K 1 φ 200mm L =66.65m,

	既設管撤去工 L =28.09m, マンホールエ 一式, 付帯工 一式
	①各会計年度に,当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)
前払金	の額を支払う。
	②請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上に なる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事 請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度 神戸市競争入札 参加資格の点数	土木一般の総合点数が1,080点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事 請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し,検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお,工事実績がない場合については,65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお,工事実績がない場合については,70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは,契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。),及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方

式である場合には「評価値による開札予定日」,事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	令和3年9月10日(金)~9月28日(火)
受付期間	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
文刊期间	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

	n±.	第1日目 令和3年9月29日(水)午前9時~午後8時
目	時	第2日目 令和3年9月30日(木)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	14	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月1日(金)午前10時30分	
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」	

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第609号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	玉津処理場 2号ガスタンク塗装工事
工事場所	神戸市西区森友1丁目26 玉津処理場内
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	本工事は、玉津処理場2号ガスタンク外面・付属品の塗装を行うものである。 2号ガスタンク塗装工 一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	塗装工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「塗装」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

- (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
 - ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 - ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	受付期間	令和3年9月10日(金)~9月24日(金)
		※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
		に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
		午後8時)
	提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

	日	時	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時
		叶	第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
		法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
	方		「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	//		票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
			説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

目	時	令和3年9月29日(水)午前10時30分
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第610号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	石屋橋耐震補強工事
工事場所	神戸市東灘区御影石町1丁目~御影塚町1丁目
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越決議の上は令和4年4月28日
工事概要	橋長 既設部 L=15.4m, 拡幅部 L=28.5m 全幅員 既設部 W=15.7m, 拡幅部 W=6.1m 土工 一式, 仮設工 一式, 撤去工 一式, 舗装工 一式, 橋面防水工 一式, 橋梁付属物工 一式, 落橋防止措置工 一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以 上になる場合は、特定建設業許可を必要とします。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「橋梁」を登録業種としていること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要網第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

- 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等
 - この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。
- 5 入札参加申込書の提出方法

ſ		
	提出期間	令和3年9月10日(金)~9月28日(火)
		※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
		に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
		午後8時)
	提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

	時	第1日目 令和3年9月29日(水)午前9時~午後8時
目	时	第2日目 令和3年9月30日(木)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「入札書」を送信した後,「入札書」,「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	14	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月1日(金)午前10時30分
方	法	開札後,開札結果に応じて,以下の通知書を電子入札システムにより発行するので,その内容を確認し,印刷,保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第611号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	ポートタワー耐震補強他機械設備改修工事
工事場所	神戸市中央区波止場町 5-5
完成期限	令和5年7月31日
工事概要	・ポートタワーの耐震改修に伴う、空調・換気設備工事 一式 ・上記改修に伴う給排水・衛生・消火設備工事 一式 ・上記改修に伴うガス設備工事 一式
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる 場合は、特定建設業許可を要します。
等級	管一般A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請 負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に

合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月10日(金)~9月28日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
×11///11141	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	halfe o ph
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

	時	第1日目 令和3年9月29日(水)午前9時~午後8時
	叶	第2日目 令和3年9月30日(木)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	伍	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月1日(金)午前10時30分
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第612号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	危機管理センター無停電電源装置用蓄電池更新工事
工事場所	神戸市中央区江戸町97番1
完成期限	令和4年1月28日
工事概要	危機管理センター電気室内の蓄電池更新及び試験調整一式。
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において、「電気専門」を登録業
五人人人	種としていること(希望順位は問わない)。
	(1) 神戸市内に本店を有すること。
その他	(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
	(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,

開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で あること。
- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
 - ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 - ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。
- 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	受付期間	令和3年9月10日(金)~9月24日(金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号 に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~ 午後8時)
ľ	提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

н	n d:	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
Ħ	叶	第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
方	法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付

票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札 説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年9月29日(水)午前10時30分
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第613号

簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	櫨谷川改修工事(福谷工区) その3	
工事場所	神戸市西区櫨谷町福谷	
完成期限	令和4年6月30日	
工事概要	工事延長 L =164m	

	河川土工 一式, 法覆護岸工 一式, 護床工 一式, 階段工 一式, 排水路流入工 一式, 構造物撤去工 一式, 仮設工 一式
前払金	初年度に全体の請負額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型(実績確認型)総合評価落札方式を適用し、開札後に入
- C V / (E	札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は,特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事 請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度 神戸市競争入札 参加資格の点数	土木一般の総合点数が1,080点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事 請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定す
評価基準	る。詳細は入札説明書による。
	評価は、標準点(100点)に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点
 評価の方法	を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格(消費税相当額を除く。以下同
評価のガ伝	じ。)で除す次式で得られた評価値により行う。
	評価値=技術評価点/入札価格×10,000,000(小数点第4位切捨て)

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

- 5 入札に参加する者に必要な資格の審査等
 - この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。
- 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

	令和3年9月10日(金)~9月28日(火)
提出期間	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
灰山朔间	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

	時	第1日目 令和3年9月29日(水)午前9時~午後8時
日		第2日目 令和3年9月30日(木)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通
		知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送(簡易書留郵便)を認めます。

(1) 電子メールの場合

日	時	令和3年9月30日(木)午後3時まで
+	法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。
//		nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日	時	第1日目 令和3年9月29日(水)午前9時~正午,午後1時~午後5時
		第2日目 令和3年9月30日(木)午前9時~正午,午後1時~午後3時
場	所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
-///4	//1	契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒(様式は自由)に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年9月30日(木)の午後5時までに、本市(本庁舎)に到着する文書 の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日	時	令和3年10月1日(金)午前10時30分を予定	
		開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子	
		するので、その内容を確認し、印刷、保存すること	0
方	法	ア 技術資料の審査等により保留する場合	「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
		ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日	時	令和3年10月8日(金)午前10時30分を予定
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ,最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第614号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年9月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土地の表示						亦更也容
市	区	町	字	地番	面積	変更内容
神戸	西	岩岡町古郷	福吉	395番 1	241 m²	農業用施設用地に 用途区分を変更す る
神戸	西	岩岡町野中	福吉	340番1のうち 別図の斜線部分	2,181㎡のうち 250㎡	農業用施設用地に 用途区分を変更す る

別図は省略する。

神戸市公告第623号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	明泉寺保育所外壁改修他工事
工事場所	神戸市長田区明泉寺町1丁目6-8
完成期限 令和4年3月31日	
工事概要	外壁改修, 屋根改修, 内装改修, 電気·機械設備工事
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事 請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度 神戸市競争入札 参加資格の点数	建築一般の総合点数が900点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事 請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方

式である場合には「評価値による開札予定日」,事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	令和3年9月15日(水)~10月1日(金)
承	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
受付期間	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

	日	時	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~午後8時
			第2日目 令和3年10月5日(火)午前9時~午後3時
			電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
	方	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
			票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
			説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月6日(水)午前10時30分
		開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行
		するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
方	法	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
		ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第624号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名 フレール長田苅藻通外壁改修他工事	
工事場所 神戸市長田区苅藻通4丁目	
完成期限	令和4年3月18日
工事概要	外壁改修,防水改修,塗装改修,照明設備改修
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
	建築一般C又はD
等級	ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請
	負入札参加資格における等級をいう。
	(1) 神戸市内に本店を有すること。
	(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
	(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,
その他	開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)であ
~ V)¶E	る場合,次の要件を満たしていること。
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に
	合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で
	あること。

- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
 - ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 - ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。
- 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当 該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月15日(水)~9月24日(金)
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日	時	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時
		第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
方	法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
		「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
		票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時 令和3年9月29日(水)午前10時30分

開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行 するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

方 法

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第625号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	永井谷川改修工事 (その1)
工事場所	神戸市西区伊川谷町井吹 他
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越決議の上は令和4年7月31日
	施工延長 L =98.9m
工事概要	河川土工 一式, 法覆護岸工 一式, 床止め工 一式, 付帯道路工 一式,
	構造物撤去工 一式, 仮設工 一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
	土木工事業に係る建設業の許可
建設業の許可	ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上に
	なる場合は、特定建設業許可を要します。
	土木A又はB
等級	ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請
	負入札参加資格における等級をいう。
	(1) 神戸市内に本店を有すること。
	(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
	(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,
	開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)であ
	る場合、次の要件を満たしていること。
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に
	合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で
	あること。
	・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
	(4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調
	査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落
その他	札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしてい
	ること。
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に
	合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で
	あること。
	・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
	※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入
	札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事
	を除く。),及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
	※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式
	である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に
	は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

- 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等
 - この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。
- 5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年9月15日 (水)~10月1日 (金) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

П	時	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~午後8時
日		第2日目 令和3年10月5日(火)午前9時~午後3時
	万 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方		「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
		票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月6日(水)午前10時30分
		開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行
方	法	するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
	14	イス札を打ち切る場合 「取止め通知書」
		ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第626号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	六甲大橋橋脚等改良工事
工事場所	神戸港港湾幹線道路(六甲大橋)
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和4年4月29日
工事概要	橋梁改良工一式, 仮設工一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業		
	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可		
建設業の許可	ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上に		
	なる場合は、特定建設業許可を要します。		
ZX A3. 4X.4£	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「港湾土木」を登録業種		
登録業種	としていること (希望順位は問わない)。		
	(1) 神戸市内に本店を有すること。		
	(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。		
	(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,		
	開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)であ		
	る場合、次の要件を満たしていること。		
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に		
	合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で		
	あること。		
その他	・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。		
-C 07 E	(4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調		
	査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落		
	札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしてい		
	ること。		
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に		
	合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で		
	あること。		
	・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。		
	※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入		

札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。),及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	令和3年9月15日(水)~10月1日(金)
1日1111日日	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
提出期間	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

H	時	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~午後8時
日	叶	第2日目 令和3年10月5日(火)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
Д	伍	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月6日(水)午前10時30分
	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
方		ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第627号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	房王寺住宅 3 号棟給排水管改修工事
工事場所	神戸市長田区房王寺町3丁目3-4
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越決議の上は令和4年6月30日
	房王寺住宅3号棟 A~C棟の各住戸内の給排水管及び共用排水管通気管の
工事概要	改修
	対象戸数 150戸
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる 場合は、特定建設業許可を要します。
等級	管一般A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請 負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。

- (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
 - ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 - ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。
- 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当 該契約の設計書等の閲覧及び貸与については,入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	受付期間	令和3年9月15日(水)~10月1日(金)
		※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
		に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内 (午前9時~
		午後8時)
	提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

	時	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~午後8時
	叶	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~午後8時第2日目 令和3年10月5日(火)午前9時~午後3時
方	法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について

「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

目	時	令和3年10月6日(水)午前10時30分
		開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行
方	法	するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第628号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	塩屋丸山線防災対策工事
工事場所	神戸市垂水区下畑町鳥ヶ蔵
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	【施工延長】L=78.7m

	吹付枠工:L=1,275m, 鉄筋挿入工:L=270m, 伐採工:N=一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業の建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以 上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「法面処理」を登録業種 としていること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要網第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月15日(水)~10月1日(金)
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日	時	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~午後8時
		第2日目 令和3年10月5日(火)午前9時~午後3時
方	法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
		「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
		票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月6日(水)午前10時30分
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
		ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
		ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホーム

ページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第629号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	友清川災害復旧工事
工事場所	神戸市西区櫨谷町友清
完成期限	令和 4 年 2 月 28 日
工事概要	施工延長L=20.9m 河川土工 一式,ブロック積工 一式,根固め工 一式,舗装工 一式, 構造物撤去工 一式,仮設工 一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

単独企業
土木工事業に係る建設業の許可
土木C又はD
ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請
負入札参加資格における等級をいう。
(1) 神戸市内に本店を有すること。
(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,
開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)であ
る場合,次の要件を満たしていること。
・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に
合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で
あること。
・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
(4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調
査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落
札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしてい
ること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	令和3年9月15日 (水)~9月24日 (金)	
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号	
	提出期間	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
		午後8時)
	提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

П	時	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時
目		第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
	法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方		「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
Л		票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年9月29日(水)午前10時30分		
	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。		
方		するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」		
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」		

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第630号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	ポートアイランド舗装補修工事
工事場所	神戸市中央区港島中町8丁目、南町3丁目、南町5丁目
完成期限	令和4年2月28日
工事概要	切削オーバーレイエ 一式,区画線工 一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる 場合は、特定建設業許可を要します。
等級	舗装A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請

	負入札参加資格における等級をいう。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望として登録していること。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお,工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当 該契約の設計書等の閲覧及び貸与については,入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年9月15日(水)~9月24日(金)
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	n-f-:	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時
	时	第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
		票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年9月29日(水)午前10時30分
方 法	\	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
	法	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第631号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	本庁舎1号館市長階扉監視設備他更新工事
工事場所	神戸市中央区加納町6丁目5-1
完成期限	令和4年3月11日
工事概要	本庁舎1号館14階,15階に設置されている市長階扉監視設備及び電気錠の更 新一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請 負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当 該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月15日(水)~9月24日(金)
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	n±:	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時
	府	第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
方		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	14	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年9月29日(水)午前10時30分
方 法		開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行
		するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
	法	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
		ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第632号

簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月15日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	下山手通7丁目地区汚水管改築更新工事
工事場所	神戸市中央区下山手通7丁目
完成期限	令和 4 年12月15日
工事概要	管きょ更生工φ200mm L = 2.45m, φ250mm L = 1,368.44m, φ300mm L = 61.09m 管きょ工 (開削) K 1 φ200mm L = 11.00m, φ250mm L = 42.45m マンホールエー式,取付管及びますエー式,付帯エー式
前払金	各会計年度に、当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内) の額を支払う。
その他	この入札は,簡易型 (実績確認型) 総合評価落札方式を適用し,開札後に入 札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる 場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種と して登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。(3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使

用が可能であること。また、配置予定技術者については、次の①及び②に 該当する技術者とすること。

- ① 上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。
- ② 下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会),下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)又は,下水道管きょ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)の資格を有する者。
- (4) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (5) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
 - ※なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 - ※なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定
	する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は、標準点(100点)に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点
	を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格(消費税相当額を除く。以下同
	じ。) で除す次式で得られた評価値により行う。
	評価値=技術評価点/入札価格×10,000,000(小数点第4位切捨て)

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和3年9月15日(水)~10月1日(金)
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内 (午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

	時	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~午後8時
	时	第2日目 令和3年10月5日(火)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通
		知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合,持参または事業者の費用負担による郵送(簡易書留郵便)を認めます。

(1) 電子メールの場合

日	時	令和3年10月5日(火)午後3時まで	
+	法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。	
//		nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp	

(2) 持参の場合

		時	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~正午,午後1時~午後5時
	第2日目 令和3年10月5日(火)午前9時~正午,午後1時~午後3時		
	場	所	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
			契約監理課

(3) 郵送の場合

+	法	技術資料を封筒(様式は自由)に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、
方		簡易書留郵便で送付すること。
н	n .f.	令和3年10月5日(火)の午後5時までに、本市(本庁舎)に到着する文書の
日	時	直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。
あて	先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日	時	令和3年10月6日(水)午前10時30分を予定	
		開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電	
		するので、その内容を確認し、印刷、保存すること	0
方	法	ア 技術資料の審査等により保留する場合	「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
		ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年10月13日(水)午前10時30分を予定		
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」		

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ,最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市公告第633号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、 同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一 般の縦覧に供します。

令和3年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 建築協定の名称

ブルータウン鈴蘭台住宅地建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市北区君影町6丁目35番地の8 他

神戸市公告第634号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年9月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名	4 ICT機器設置業務(井吹東小学校・井吹の丘小学校)委託		
業務概要	神戸市立井吹東小学校・井吹の丘小学校の普通教室等へのICT機器運搬・		
未伤帆安	設置部材調達及び設置に係る設計・施工・工事監理業務		
履行場所 神戸市立井吹東小学校,井吹の丘小学校			
履行期限	令和4年1月10日		

2 担当部局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課

電話:078-984-0669 FAX:078-984-0670

E-mail edu-joho-all@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札価格により落札者を決定する制限付一般競争方式の入札案件である。

機器調達・運搬及び設置に係る設計・施工・工事監理を、事業期間を通して一括して事業者に委託する一括発注方式により実施する。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度神戸市工事請負入札参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく 更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 本店を市内に有する者であること。
- (7) 建設業法第3条第1項の規定による電気工事業と電気通信工事業の許可を受けていること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「電気工事」と「電気通信工事」の総合評定点がそれぞれ500点以上であること。
- 5 入札に必要な書類を示す場所 2の担当部局
- 6 入札に参加する者に必要な資格の確認等 この入札に参加する者に必要な資格の確認の申請書の配布及び確認結果の通知の方法並び に当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。
- 7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

	令和3年9月16日(木)~令和3年10月4日(月)
	※紙書類を郵送で提出する場合は、令和3年10月1日(金)午後5時までに
提出期間	必着のこと。また,不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。
(延山州) 1	※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)
	第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を
	除く 午前9時~正午,午後1時~午後5時
提出場所	2の担当部局

8 入札及び開札予定日時及び方法

日 時	令和3年10月13日(水)午後2時
相山相武	神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
提出場所	神戸市教育委員会事務局内またはその近隣施設
	(1) 日時の詳細については、入札参加資格の確認とともに通知することとす
	る。入札の際の必要書類については持参により提出すること。
	(2) 入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印し、「委託
方 法	業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載し申請する。
	(3) 開札については、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うものとす
	る。なお、当入札では、入札価格が予定価格の制限の範囲内である場合に、
	最低入札価格を提示した入札者を落札者とする。

9 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第7条第2号の規定 により免除します。

10 入札の無効

- (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
- (2) 一の入札参加者が同一の業務において複数の入札を行ったと認められるときは、いった ん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時においてに4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

神戸市公告第648号

ポートアイランド(第2期)研究・文化施設用地Aの買受人にかかる令和3年度第1回公募を次のとおり行います。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公募区画

区画	所 在	用途地域	地 目	面積	
A	神戸市中央区港島南町7丁目4番3の内	淮工器 4444	加托毛山	約23, 430㎡	
В	神戸市中央区港島南町7丁目1番59	準工業地域	雑種地	7, 261. 76m²	

- 注 1) 区画Aの地番及び面積は、分筆登記後に確定します。
 - 2) 区画Aは分割 (2,000㎡以上) が可能です。ただし、残置の面積・形状等により分割できない場合がありますので、必ず申し込み前にご相談ください。申し込み状況によっては、ご希望に沿えない場合があります。
 - 3) 区画 B は分割できません。
 - 4) 区画A, Bともに建ペい率60%, 容積率200%です。
- 2 公募のしおり・申込用紙の配付期間・配布場所
 - (1) 配布期間

令和3年9月28日(火)から令和3年11月19日(金)まで(ただし、土日祝休日は除く。)

(2) 配布方法

原則、電子データで配布※公募のしおりは手渡しでも可

3 現地見学会

令和3年10月18日(月)区画A 午前10時~午前11時 区画B 午前11時~午前12時

※要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。

※雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

- 4 受付期間・受付方法
 - (1) 受付期間

令和3年11月9日(火)から令和3年11月19日(金)午後5時まで (ただし、土日祝休日は除く。) (2) 受付方法

郵送または持参

- 5 申込み条件等
 - (1) 対象事業者

ポートアイランド(第2期)研究・文化施設用地Aの用途に適合する事業者(研究開発事業,教育事業,スポーツレクリエーション事業及びこれらに付随する関連事業を行う者)。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

- 6 分譲に関する条件
 - (1) 分譲価格(単価)

1平方メートル当たり192,600円

なお、一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。

(2) 土地売買代金

土地売買代金は、1平方メートル当たりの分譲価格(単価)に分譲面積を乗じた額とし、1,000円未満は切捨てとします。

(3) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%,土地引渡しの日までに残額をお支払いください。

- 7 買受人の決定
 - (1) 買受申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。
 - ※審査の結果、申込みに添えない場合があることを了承ください。
 - (2) 区画Aの場合
 - ア 希望する区画(位置)の大きさや形状は,買受申込書の提出以降,変更できません。
 - イ 複数の事業者からの申込みがあり、(1)の審査で買受人としての資格等を有すると判断 された買受希望者の内、希望面積の大きさに関わらず、買受申込書の提出時に提出され た分譲割引項目選択表の合計割引率が低い事業者を順に買受人として決定し、申込者に 通知します。
 - ウ 分譲割引項目選択表の合計割引率が同じで、他の事業者と希望する区画(位置)が重ならない場合は、分割希望面積が大きい事業者を順に買受人として決定します。
 - エ 分譲割引項目選択表の合計割引率が同じで、かつ、他の事業者と希望する区画(位置)が重なる場合は、抽選にて勝札を得た事業者を買受人として決定し、申込者に通知します。
 - ※イ~エの優先順であっても、残地の面積・形状等によってはご希望に沿えない場合があります。
 - ※複数企業からの申込みがあり、抽選となった場合は、後日神戸市より連絡します。
 - (3) 区画Bの場合

- ア 複数の事業者からの申込みがあり、(1)の審査で買受人としての資格等を有すると判断 された買受希望者の内、買受申込書の提出時に提出された分譲割引項目選択表の合計割 引率が低い事業者を買受人として決定し、申込者に通知します。
- イ 分譲割引項目選択表の合計割引率が同じ場合は、抽選にて勝札を得た事業者を買受人 として決定し、申込者に通知します。

※複数企業からの申込みがあり、抽選となった場合は、後日神戸市より連絡します。

8 契約の締結

契約は、買受人の決定通知後、令和4年3月31日(木)までに、公正証書により締結していただきます。

9 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金及びその他本市に支払う金銭が完納された後、現状有姿で 土地引渡書により行います。

10 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。

神戸市公告第649号

ポートアイランド (第2期) 研究・文化施設用地Bの買受人にかかる令和3年度第1回公募を次のとおり行います。

令和3年9月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公募区画

所	在	用途地域	地	目	面	積
神戸市中央区港島南田	海二茶中午	<i>ħ</i> ₩4€	£-lih	10.0	OCE 90-2	
神戸市中央区港島南田	町7丁目2番1	準工業地域	雑種	基地	10, 0)65. 80m²

- 注 1) 契約は、上記記載面積にて締結します。
 - 2) 当該公募区画の分割できません。
 - 3) 建ペい率60%, 容積率200%です。
- 2 公募のしおり・申込用紙の配付期間・配布場所
 - (1) 配布期間

令和3年9月28日(火)から令和3年11月19日(金)まで(ただし,土日祝休日は除く。)

(2) 配布方法

原則、電子データで配布※公募のしおりは手渡しでも可

3 現地見学会

令和3年10月19日(火)午前10時~午前11時

※要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。

※雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

4 受付期間・受付方法

(1) 受付期間

令和3年11月9日(火)から令和3年11月19日(金)午後5時まで (ただし、土日祝休日は除く。)

(2) 受付方法

郵送または持参

- 5 申込み条件等
 - (1) 対象事業者

ポートアイランド(第2期)研究・文化施設用地Bの用途に適合する事業者(スポーツレクリエーション事業、研究開発事業、教育事業、研究機能を有する製造業及びこれらに付随する関連事業を行う者)。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

- 6 分譲に関する条件
 - (1) 分譲価格(単価)

1平方メートル当たり214,000円

なお、一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。

(2) 土地売買代金

土地売買代金は、1平方メートル当たりの分譲価格 (単価) に分譲面積を乗じた額とし、1,000円未満は切捨てとします。

(3) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%,土地引渡しの日までに残額をお支払いください。

- 7 買受人の決定
 - (1) 買受申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。

※審査の結果、申込みに添えない場合があることを了承ください。

- (2) 複数の事業者からの申込みがあり、(1)の審査で買受人としての資格等を有すると判断された買受希望者の内、買受申込書の提出時に提出された分譲割引項目選択表の合計割引率が低い事業者を買受人として決定し、申込者に通知します。
- (3) なお、買受申込書の提出時に提出された分譲割引項目選択表において、合計割引率が同じ場合は、抽選にて勝札を得た事業者を買受人として決定し、申込者に通知します。 ※複数企業からの申込みがあり、抽選となった場合は、後日神戸市より連絡します。
- 8 契約の締結

契約は、買受人の決定通知後、令和4年3月31日(木)までに、公正証書により締結していただきます。

9 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金及びその他本市に支払う金銭が完納された後、現状有姿で

3919

土地引渡書により行います。
10 その他
公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。

水 道 局

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年9月28日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第12号

神戸市水道局会計規程の一部を改正する規程

神戸市水道局会計規程 (昭和39年4月水道管理規程第8号) の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
目次	目次	
第 1 章 総則 (第 1 条 — <u>第 1 0条</u>)	第 1 章 総則 (第 1 条一 <u>第10条の</u> 2)	
第2章~第10章 [略]	第 2 章 ~ 第 10章 [略]	
附則	附則	

附則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局会計規程の規定は、令和3年4月1日から適用する。

神戸市水道公告第49号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

1 入札に付する事項

工事名	花山ポンプ場送水ポンプ設備新設工事
工事場所	神戸市北区山田町上谷上字見山口 神戸市水道局 北神第2ずい道配水池花山接合井敷地内
完成期限	令和5年3月31日
工事概要	本工事は、花山ポンプ場に花山台送水系統2台、上谷上高区送水系統2台、新唐櫃送水系統3台の計7台のポンプ設備と入水制御設備 (電動弁、電磁流量計等)を新設するものである。
前払金	全体の請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる 場合は、特定建設業許可を要します。
経営事項審査 の結果の点数	経営事項審査の結果において、機械器具設置工事の総合評定値が1,000点 以上、かつ水道施設工事の総合評定値が1,000点以上
その他	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(1)~(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所本庁舎 1 号館 2 階 神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法 並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月15日(水)~10月1日(金)
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

	n d:	第1日目 令和3年10月4日(月)午前9時~午後8時	
	日時	第2日目 令和3年10月5日(火)午前9時~午後3時	
		.	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	+		「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	法	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札	
			説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月6日(水)午前10時30分
方		開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行
	\ /+ :	するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。
	法	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号)第12条第2号の規 定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通公告第37号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

1 入札に付する事項

工事名	須磨浦荘とりこわし他工事
工事場所	神戸市須磨区須磨浦通2丁目22-1
完成期限	令和4年3月25日
	S造2階建 延べ面積988.6m 保養所とりこわし工事 一式
	上記に付属する工作物(地中埋設物含む)とりこわし工事 一式
工事概要	上記に伴う外構とりこわし工事(一部残置あり)一式
	上記に伴う電気、機械設備とりこわし工事 一式
	とりこわし後の敷地整備工事 一式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	解体工事業に係る建設業の許可

	下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる
	場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合,次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要網第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに 当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月15日 (水)~ 9月28日 (火)
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内 (午前9時~
	午後8時)

提出場所 契約監理課

6 入札の日時及び方法

	n d a	第1日目 令和3年9月29日(水)午前9時~午後8時
	日 時	第2日目 令和3年9月30日(木)午前9時~午後3時
方		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	法	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札 説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年10月1日(金)午前10時30分
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

神戸市交通公告第38号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和3年9月15日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

1 入札に付する事項

工事名	千歳換気塔外壁改修他工事					
工事場所 神戸市須磨区千歳町2丁目2						
完成期限	令和4年1月7日					
工事概要	外壁改修,防水改修,塗装改修					
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。					
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。					

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請 負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を,開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を,低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に

は「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年9月15日(水)~9月24日(金)
	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内 (午前9時~
	午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

н	n±	第1日目 令和3年9月27日(月)午前9時~午後8時
目	時	第2日目 令和3年9月28日(火)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
Л	伝	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日	時	令和3年9月29日(水)午前10時30分
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除 します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10	その他
111	7 0 mi

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

教育委員会

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月15日

神戸市教育委員会教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第7号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則 (昭和23年12月教育委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 13 条 幼児を入園させようとする	第 13 条 幼児を入園させようとする
ときは、保護者は、様式第1号による	ときは、保護者は、様式第1号によ
入園申込書を提出しなければならな	る入園申込書及び様式第2号による
V' 。	<u>誓約書</u> を提出しなければならない。

様式第1号を次のように改める。

様式第二	1 문	(笙19	冬	関係	.)
1次とし方:	エ ク	しわけい	ハ	天 不	; /

	2 NV				受	付	第		号
	入	園	申	込	書				
神戸市立		幼	稚園長	宛					
下記のと	おり,入園	を希望いた	します。						
	年 月	目							
			〒	_					
	現	住 所							
	(~	ふりがな)							
	保	護者名							
	電	話番号		_		_			
ふりがな									
						性別	男	•	女
生年月日		年	月	日	保護者。	との総	売柄		
入園前の保育歴	家庭	E · 公 私	立. 立.				保 幼 認 定	育 稚 こど	所 園 も園
1. 現住所から幼	 稚園までの	各図をこの	裏に書い	ヽてくださ	い。			_	
2. この入園申込	書は,入園=	手続き以外	の目的に	に使用する	ことはあ	りま	せん。		

入				保護者名				健	康	診	断	料
	_ ,,											
園	受 付	第	号	幼児名								円
申	番 号	37	7									
17				生年月日				領	i 収			
込					年	月	F	し	ました			
み	• 俤	建康診断日		年	月	日	()				
受	N	EWANDELLE		—)1	H	(,				
				時	分 ~							
付												
票					神戸市立				幼和		長	

※健康診断日に本票を必ずご持参ください。

現住所から幼稚園までの略図

4

北

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

神戸市大学奨学金基金条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月15日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第8号

神戸市大学奨学金基金条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則

神戸市大学奨学金基金条例施行規則 (昭和62年3月教委規則第5号) の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

神戸市大学奨学生願書

Š	りがな			年 月 日	↑#; ▷녹 ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺ ┺	*			
名	前			(男・女)	進学志望核 (学部,一部		⊭科まで記入してく	(ださい。)	
		年 月	日生	(満 歳)	第1志望核	Ž			
工日 /	Y- ;;c	〒 神戸市	E.		<u> </u>	大学	学部	学	<u>科</u>
火1	主所	作厂 川	区		第2志望校				
電	話番号	_	_		<u></u>	大学	学部	学	<u>科</u>
在	学学校				第3志望校				
-				<u>学校</u>	<u>'</u>	大学	学部	学	£ 3[.
			科;	第 学年	<u> </u>	八十	— 1, 1 β		<u>17</u>
	続札	名 名	前	満年齢	職業又は在学	学校(学年)	年中の年収	備	考
家									
家族 (
(本人を除く)									
を除っ									
5									
	(注1) 年中の保護	者(他に所得	者がいる場合はそ	の者を含む)の	所得を証明す	ろ 書類を添付して	ください	
) 申請時点の満				//			
推薦	調書	(高等学校)	Z は高等専	1門学校にて学	習•人物及	び家庭・家	を計状況を記し	入願い言	=す.)
1 12/1/1/1	/ Hy 14 E			111110(-11			KHT VIVE C HEV	•///	- / 0/
					 清	記載者名			
	神戸	市教育委員	会教育長	宛					
		上記の者を	奨学生と	して推薦しまっ	す。				
					:	学校名	年	月	日
					7	校長名			
Ц									

※「推薦調書」の欄が不足するときは、別紙で添付してください。

様式第2号(第7条第2項関係)

年度生 神戸市大学奨学生採用予約者通知書

年 月 日

高等学校 第 学年 様

> 神戸市教育委員会 教育長

次のとおり神戸市大学奨学生として採用を予約する。

給与額	(月額) 15,000円(自宅通学生) (月額) 20,000円(自宅外通学生)
給与期間	年 月から正規の最短修業年限
条件	1 年 月に大学に進学しなかったときは、採用予約の効力を失います。 2 願書に記載されている大学・学部と異なる大学・学部に進学した場合は、採用予約の効力を失うことがあります。

(備考)

- ※採用予約者が願書に記載されている大学に進学したときは、当該大学が発行 した在学証明を神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課に提出し てください。
- ※自宅外通学生となる者は、「自宅外通学届」も同時に提出してください。

様式第3号(第7条第4項関係)

年度生 神戸市大学奨学生採用決定通知書

年 月 日

大学 学部 第 学年 様

> 神戸市教育委員会 教育長

次のとおり神戸市大学奨学生として採用を決定する。

給 与 額	
給与期間	年 月から正規の最短修業年限
備 考	

様式第4号(第13条関係)

神戸市大学奨学生在学状況報告書

年度の学年を記入してください

		<u> </u>	20 1 1 2 10 10		
	奨 学 生 名	学年	異動等の種別	摘	要(学部)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

上記のとおり報告します。

年 月 日

神戸市教育委員会教育長 宛

大学名

学長名

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月15日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第9号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則(昭和28年7月教委規則 第9号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第5号を次のように改める。

様式第2号(第8条関係)

		就 学	通 9	即 書 (甲) 年	月日
	者 様 おり入学指定し	、ます。			神戸市	区長 印
ふりがな児童生徒氏 名		男 女	指定学校	神戸市立	学校	種 別 1 新入学
生 月 日	年	月 日生	就学	開始	年 月 日	3 指定外
保護者名		児童生徒との関係	期間	終了	年 月 日	4 区域外5 外国人
住 所	区	町通	従前の	立	学校	6 仮入学 7 編入学
		学校	第 学年	在学 終了		
備考		入学済	目 日か	ら出席	学校担当名	区担当者名

区役所発行→保護者経由→学校経由→区役所保存

甲

様式第5号(第16条関係)

〒 -

保護者 様

神戸市 区長

入学前健康診断のお知らせ

4月に入学されるお子さんの健康診断を行います。必ず保護者の方が付き添ってください。

日付		年	月	日	受付 時間	時	分	\sim	時	分
場所	神戸 市立 連絡先									
児童名										
性別			生年 月日			年	月	日		

当日,健康診断を受けられないときは,必ず学校へ連絡してください。 就学通知書は1月末ごろにお送りいたします。

附則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

監 査 委 員

監查公表第4号

令和3年9月28日

神戸市監査委員 細 川 明 子

扇 藤原武光

同 山本嘉彦

同 山口由美

監 査 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を令和3年9月22日に提出したので、公表します。

記

令和3年度工事定期監査及び出資団体工事監査(1)

福祉局、環境局、建築住宅局、港湾局、水道局、

交通局、(公財) こうべ市民福祉振興協会 ------ 監査報告第6号

農業委員会

神戸市農業委員会告示第7号

神戸市農業委員会の会長及び会長職務代理者を令和3年9月10日,次のとおり互選したので、神戸市農業委員会運営規程(平成18年9月農委規程第1号)第15条第1号の規定により告示する。

令和3年9月14日

神戸市農業委員会

役職名 氏名		住所
会長	前中 悠一	神戸市北区大沢町上大沢1332
会長職務代理者 (第1順位)	内田 齊	神戸市北区鈴蘭台西町6丁目8-3
会長職務代理者 (第2順位)	渕上 由美子	神戸市西区神出町紫合778